

TMI Associates Newsletter

SUMMER 2016
Vol.28

TMI 総合法律事務所

CONTENTS

- | | |
|--|--|
| P. 1 英国のEU離脱について | P. 25 フランスにおける職業上目的の移住者に関する規則の改定 |
| P. 4 Brexit (英国のEUからの離脱) 雇用法への影響 | P. 27 EU一般データ保護規則の成立と日本企業の留意点 |
| P. 5 英国のEU離脱の競争法への実務的影響 | P. 30 TPP協定と著作権法改正 |
| P. 8 Brexitが欧州の知財に与える影響 | P. 33 ロボット法について(2) |
| P. 10 シンガポールと日本の特許制度の比較 | P. 36 民間の宇宙活動を規律する宇宙活動法(案)について |
| P. 13 国際紛争解決に関するシンガポールの最新動向 | P. 39 改正犯罪収益移転防止法の施行に向けた金融機関の体制整備 |
| P. 15 インドネシア法務アップデート—ファイナンス取引を中心として | P. 41 コンセッション方式による民営化—空港、下水道、高速道路の各事業 |
| P. 19 フィリピン競争法施行規則の解説—M&A実務に影響する企業結合審査手続を中心に | P. 45 定年後の有期再雇用契約が労働契約法20条に違反すると判断した裁判例(長澤運輸事件・東京地判平成28年5月13日) |
| P. 23 ブラジルにおけるカルテル | P. 48 TMI月例セミナー紹介、書籍紹介 |

英国のEU離脱について

— 弁護士 野間敬和
— 弁護士 菅野邑斗

本年6月23日、英国において、EUからの離脱の是非を問う国民投票が実施され、離脱する旨の投票結果が下された。本稿は、EU制度の概要及び退脱制度を解説した上で、英国によるEUの離脱が、英国に進出している日本企業に対して影

響が及ぶと考えられる、①「パスポート」制度、②域内市場における物及び人の自由な移動、③契約への影響について解説を行う。

第1 EU制度の概要

1993年11月1日に発効した欧州連合条約(The Treaty on European UnionあるいはEU条約、マーストリヒト条約とも呼ばれる。)により、EC(European Communities)、共通外

交安全保障条約 (Common Foreign and Security Policy)、司法・内務協力 (Cooperation in the field of Justice and Home Affairs) の3本構造からなるEUが創設された⁽¹⁾。マーストリヒト条約は、経済通貨同盟 (Economic Monetary Union) を改正し、単一通貨ユーロを導入する行程も定めた。その後、共通の国境管理の漸進的廃止に関するシェンゲン協定 (Schengen Convention) を取込む等の改正を行ったアムステルダム条約 (The Treaty of Amsterdam) が1999年5月1日に、また、EUの東欧拡大に対応したニース条約 (The Treaty of Nice) が2001年2月1日に発効した。さらに、2009年12月1日に発効した改革条約 (The Treaty of Lisbon、リスボン条約) は、既存のEC条約及びEU条約を新EU条約 (The Treaty on European Union) 及びEU運営条約 (The Treaty on the Functioning of the European Union) に再編するとともに、各旧条約に実質的な変更を行った⁽²⁾。

なお、英国は、経済通貨同盟からオプト・アウトしており、単一通貨ユーロは導入していない。また、シェンゲン協定からもオプト・アウトしている。

第2 EUの権限及び立法行為

EUは法人格を有するとされ (EU条約47条)、その目的を、平和、EUの諸価値及びEU国民の福祉の促進としている (EU条約3条1項)。また、その具体的な目的を、①域内の自由移動 (同条2項)、②単一市場 (同条3項)、③経済通貨同盟 (同条4項)、④対外行動 (同条5項) としている⁽³⁾。

EUの権限は、EU条約及びEU運営条約に定める目的を達成するために各構成国から付与されたものであるとされ (EU条約1条)、EUは、かかる権限の範囲に限って行動することができる (EU条約5条2項1文)。EUはかかる権限に基づき、条約を締結し、また、EU法行為を採択することができる。EU法行為のうち拘束力があるものには、①規則 (regulation)、②指令 (directive)、③決定 (decision) があり、このうち規則は直接適用が可能 (directly applicable) とされ、いったん採択されれば自動的に構成国における国内法になるとされている。これに対して指令は、構成国に対して達成されるべき結果のみについて拘束力を有し、構成国は、指令が定める達成されるべき結果を実現するために、国内法化及び国内実施の義務を負うとされている。また、決定は、その名宛人に対して拘束力を持つとされている⁽⁴⁾。

英国がEUから脱退した場合、指令 (directive) に基づいて英国国内において実施された国内法については、EU脱退の

影響を受けずに引き続き適用される一方、規則 (regulation) については、EUの離脱に伴い国内法としての効力が失われることとなる⁽⁵⁾。

第3 欧州自由貿易連合 (EFTA) とEEA協定

EUとは別の組織のFTA (自由貿易連合) として、英国を中心に1960年に設立された欧州自由貿易連合 (EFTA) がある。しかし、加盟国がEC (EU) 加盟に伴い脱退することとなり (英国も1970年にEU加盟に伴い脱退した。)、また、EFTAとEUが接近することとなったため、EFTA諸国は、ECと欧州経済圏協定 (European Economic Area Agreement、EEA協定) を締結し、1994年に同協定が発効した。このEEA協定により、EUの域内市場はEFTA諸国まで拡大されている⁽⁶⁾。なお、EEA協定によってEFTA諸国にはEU法が拡大適用されるとされ、結果としてEFTA諸国は、自ら意思決定に参加しないEU法に拘束される結果となっている⁽⁷⁾。

第4 EUからの脱退手続

EU条約50条はEUからの脱退について規定しており⁽¹⁰⁾、まず同条1項は、構成国は憲法の手続 (constitutional requirements) に従ってEUからの離脱を決定できている。同条2項は、脱退の手続を定めており、脱退を決定した構成国は、脱退の意思を欧州首脳理事会 (the European Council) に通知するとされ、通知後、EUと脱退構成国は、脱退協定の締結に向けた交渉を行うとしている。脱退協定とは、脱退構成国が脱退後のEUとの関係の枠組みを定めるものであり、脱退協定の効力発生日又は脱退協定が締結されない場合には脱退の通知から2年後に、脱退の効力が生じるとされている (同条3項)。但し、この2年間の期限は、延長に関する脱退構成国との合意につき、欧州首脳理事会の全会一致で決定した場合には、延長されるとしている (同条3項)。

英国のEU脱退に関していうと、英国の国民投票は脱退という結果であったものの、英国は成文法による憲法を持たないことから、国民投票の結果だけでは、EU条約50条1項に定める「憲法上の手続」を経たとは評価できないとする見解がある。これ以外にも、EU脱退の決定には国会による議決を要するとする見解も見られるところである。同条2項の脱退の通知に関しては、英国は脱退の通知を現時点 (本年7月10日時点) では行っておらず、しかも、辞任の意向を表明しているキャメロン首相は、脱退の通知は後任の首相の意向に従う旨表明

している。このため、同項に基づく脱退の通知の時期は今のところ未定である。脱退の通知がなされた後は、英国とEUとの間で、脱退協定について交渉が行われる。

なお、以下の各項目において、EU脱退が脱退構成国に与える影響について概説しているが、各項目において列挙する制度と同様の内容が脱退協定において定められる可能性もあることから、以下の記載は確定的なものではなく、流動的である点ご留意願いたい。

第5 金融分野における「パスポート」制度

パスポート制度とは、EU域内のいずれかの国において、EU指令において定める業態にかかる許認可を受けた場合には、「域内パスポート」として、他のEU加盟国において別途許認可を受けることなく、当該サービスの提供及び支店の設置を認める制度をいう。パスポート制度は、複数の指令に基づいて認められており、たとえば、金融分野に関していえば、資本要求指令(CRD)に基づく預金業務、貸付業務、ファイナンス・リース、支払サービス、外国為替等業務、保証業務、電子マネーの発行等の金融サービスの提供がパスポート制度の対象となっている。また、金融商品市場指令(MiFID)に基づいて、金融商品のディーリング業務、トレーディング業務や投資助言業務等の投資サービス業も認められている。それ以外にも保険、ファンド運用業等においてパスポート制度の適用がある⁽¹¹⁾。

報道によれば、欧州に進出している日本の金融機関は、英国の現地法人等において金融機関等の許認可を受けた上で、域内市場に支店設立あるいは直接のサービスの提供をする方法で他の域内市場に進出しているとのことである。英国のEU脱退により、これら日本の金融機関の英国現地法人等はパスポート制度の適用を受けることができなくなることから、英国のEU脱退後は、他の域内市場において現地法人等を設立したうえで必要な許認可を受ける必要が生じることとなる。

但し、前記の通り、EEA協定に基づいて域内市場がEEA協定を締結したEFTA諸国に拡大していることから、パスポート制度もかかるEFTA諸国に適用が拡大されている。英国がEU脱退後にEFTAに加盟してEEA協定に参加する場合には、英国は、引き続きパスポート制度の適用を受けることができる。

第6 域内市場における物及び人の自由な移動

EU条約は、域内市場(internal market)の設立をその目

的の一つとしており(EU条約3条3項)、域内市場においては国境を設置せず、物、人、サービス、資本の自由な移動を保証するものとしている(EU運営条約26条2項)。

まず、域内市場における物の自由な移動の確保に関しては、EU運営条約28条は関税同盟(custom union)を定めている。関税同盟とは、その域内においては物が制限なく自由に移動する自由貿易領域としつつ、その域外に対しては共通の関税率が課せられるシステムをいう。EU運営条約30条1項は、⁽¹²⁾構成国に対して、域内における自由貿易領域において、輸出入に対する関税の賦課及び同等の効果を有する課徴金の賦課の禁止を定めている。

域内における人の自由な移動に関しては、EU運営条約45条以下において、域内における労働者の自由な移動を保証している。また、労働者以外の人についても、1993年発効のマーストリヒト条約が「EU市民(citizen of the Union)」という概念を導入したことにより、その移動の自由が保証されることとなった。現在では、EU運営条約20条がEU市民について定めており、同条によれば、EU構成国の国民はEU市民であるとされ、EU市民は、域内市場の自由な移動及び居住の自由が保証されている(EU運営条約21条)⁽¹³⁾。

英国のEUからの離脱によって、英国及び英国国民は、域内市場における物及びサービスの自由な移動を享受できないこととなる。但し、パスポート制度と同様、英国がEFTAに加盟しEEA協定に参加する場合には、英国及び英国国民は、引き続き移動の自由の恩恵を受けることができる。

第7 契約への影響

既存の契約において、英国のEU離脱が契約を終了又は変更あるいは契約に基づく義務の履行を免責する条項に該当する可能性が指摘されている。たとえば、契約の義務の履行が違法となる場合(illegality)、不可抗力に該当する場合(force majeure event)、重大な不利益変更⁽¹⁴⁾に該当する場合(material adverse effect)等が、かかる条項の例として考えられる。また、継続的な契約に関しては、経済的な困難が生じた場合に契約の変更、終了等を定めるいわゆるハードシップ条項(hardship clause)もそのような条項の例に該当しうる。英国のEU離脱によって、当然にこれら条項に該当しうるものではないが、当該契約における契約の目的等に勘案して、契約の効力に与える影響を個別に判断することになると思われる。

以上

- (1) 中西優美子「法学叢書 EU法」7頁以下。新世社(2012年)。
- (2) 前掲注1、10頁以下。
- (3) 前掲注1、37頁。
- (4) 前掲注1、114頁以下。
- (5) 多田慎・高橋由美子「英国がEUから離脱した場合の実務への影響」Business Law Journal 2016年7号62頁。
- (6) 現在のEFTA諸国はアイスランド、リヒテンシュタイン、スイス、ノルウェーであるが、このうち、EUとEEA協定を締結しているのはアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーであり、スイスは締結していない。
- (7) EU条約に基づいて設立されたものであり、域内市場においては国境を設置せず、物、人、サービス、資本の自由な移動が保証される。
- (8) 結果として域内市場が及ぶのは、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、イギリス、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデンである。
- (9) 前掲注1、9頁。
- (10) 前掲注1、89頁以下。
- (11) 本文で列挙したもの以外でも、金融分野においては、Insurance Mediation Directive (IMD)に基づく保険仲立人あるいは保険代理店(insurance and reinsurance intermediaries)、Solvency II Directive に基づく保険会社(insurers)、Payment Service Directive(PSD)に基づく支払サービス業者(Authorised Payment Institutions)、Second Electronic Money Directive(2EMD)に基づく電子マネー業者(Authorised Electronic Money Institutions)、Alternative Investment Fund Managers Directive(AIFMD)に基づくオルタナティブ投資ファンド運用者(Alternative Investment Fund Managers)、Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities Directive(UCITS)に基づくファンドの組成・運用業者、Mortgage Credit Directive(MCD)に基づくモーゲージ・レンダー等にパスポート制度の適用がある。
- (12) 前掲注1、257頁。
- (13) 前掲注1、266頁。

弁護士
野間敬和
(1970年生)

Yoshikazu Noma
直通 / 03-6438-5618
MAIL / ynoma@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャー・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / デリバティブ / 民事再生・会社更生 / 不動産投資

【登録、所属】

東京弁護士会(2004) / ニューヨーク州(2004)

弁護士
菅野邑斗
(1991年生)

Yuto Kanno
直通 / 03-6438-4558
MAIL / yukanno@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / 商事関連訴訟 / その他国際法務

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2015)

Brexit (英国のEUからの離脱) 雇用法への影響

— 弁護士・英国法ソリシタ 絹川健一 —

第1 はじめに

雇用問題は、英国国民が国民投票でEUからの離脱を選択した理由の中でも比較的大きな部分を占めていた。国民投票は僅差でBrexit支持という結果になったが、その後の英国における雇用法及び雇用環境に大きな変化があったわけではない。なぜなら、国民投票の結果で直ちにBrexitの効果が生じるわけではないからである。離脱プロセスの間は、Brexitが英国国内法の効力に影響を及ぼすことはない。英国の雇用法の分野に関して、Brexitがどのような影響を及ぼすかについては、英国政府がBrexit後のEUとの関係をどのようなものに構築するかにかかわるので、現時点では、あくまでも、予想の域を出ない。

第2 影響を受けにくい分野

EU法の雇用法の中には、元々、既に英国国内法として定着していたものがEUに組み込まれていった経緯のものもある。例としては、人種差別禁止、身障者差別禁止、産休に関する権利等は英国の方がEUよりも進んでいる分野である。こうした分野については、形式上EU法を英国法が担保しているとしても、根幹で英国法として根付いているので、Brexitとなっても、それを理由に英国法が保護の程度を弱める方向で法改正することは考えにくいといえる。

また、育児休暇制度等、元々EU法を由来とするものであったが、既に英国で労働者側の権利として定着しているものについても、Brexitとなっても英国政府が後退させる方向で改正することはないだろうといわれている。

さらに、英国雇用法の分野の中には、EU法から離れ、より進んだ形で制度を構築しているものもある。このようなものについては、EU法の影響を受けるものではなく、Brexitになったからといって英国が法改正する理由とはならない。その例としては、内部通報者保護制度があげられる。

第3 改正が予想される分野

一方で、雇用法の分野には、規制すること自体は理解できるが、そこまで厳しく規制すると経済発展の足かせになるのではないか、あるいは、英国国民の多数もそこまでは求めていないのではないかと指摘されるところもある。離脱派はこれを過度の規制として主張する。こうした規制についても、Brexit 後の EU 各国との関係を考えて、それなりに平仄を合わせていく必要はあるので全部廃止することは考えがたいが、一部規制を緩和する方向で動く可能性があると言われている。その例としては以下のようなものがある。

- 1) 差別禁止法制それ自体は定着しており、全面改訂されることはないであろうが、差別に基づく訴えについては、不当解雇の訴えと同じように、損害賠償の上限額を設ける可能性はある。
- 2) 事業譲渡の際の被用者の雇用関係を保護するために、譲渡人と被用者との雇用関係が、自動的に譲受人に移転する制度（いわゆる TUPE）について、制度それ自体は存続するが、現状では、譲受人となる雇用主との間で自動的に雇用契約が移転した場合に、移転先の既存の従業員の雇用条件と調和させることが困難となっているため、労働条件の調和を可能にする方向で、国内法を改正する可能性がある。
- 3) 派遣労働者規則について、現状では 12 週間勤続した

派遣労働者は、正社員と同じレベルの労働条件を得る権利を取得するとされているが、規制を緩和し、派遣労働者が雇用者にとっても魅力的なオプションにする方向で改正する可能性がある。

- 4) EU 加盟国市民が英国で自由に勤務する権利は制限される可能性がある。加盟国間における移動の自由は、EU の最も基本的な自由の一つであるが、欧州からの移民を制限することが離脱派のスローガンであったので、EU から離脱する以上は何らかの形で移民の流入を制限する可能性が高いといわれている。EU 移民を雇用する企業には採用の可否、移民受け入れのためのスポンサーライセンス取得、移民管理コンプライアンス、ビザ申請費用等コスト面に影響が出るであろう。

以上

弁護士／英国法ソリシタ

絹川 健一

(1968年生)

Kenichi Kinukawa

直通 / 03-6438-5352

MAIL / kkinukawa@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレートガバナンス / 広報法務 / リスクマネジメント / 不正調査 / 反社会的勢力対応 / 刑事訴訟 / 行政訴訟 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / カルテル・談合 / 国際カルテル / 私的独占・不公正な取引方法 / 企業結合 / 人事制度の構築・運用 / その他国際法務 / 医療 / ヘルスケア / バイオ / IT・通信 / 銀行・証券・保険・信託

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2008) / 英国ソリシタ協会(The Law Society of England & Wales, 2013)

英国のEU離脱の競争法への実務的影響

— 弁護士 樋口陽介

第1 はじめに

世界に大きな影響力を持つ国や地域で起こる政治的インシデントは、それが今後の国際情勢を大きく左右する可能性を持っているという事実のみならず、直近の世界経済にダイレクトに影響を及ぼす事実も手伝って、ときに出来事そのものの持つインパクト以上に受け止められ、ややもすると過剰な悲観論が根拠なく囁かれる。

2016年6月23日に英国で行われた、EU離脱を問う国民投票で、離脱への賛成票が反対票を僅差で上回ったこともそのような政治的な出来事の好例であろう。

まず押さえておくべきは、EU離脱への賛成が反対を上回ったという投票の結果によって、EU条約や英国国内法令に、自動的に何らかの法的な効果が生じるものではないという事実である。

当面の間、英国はEU加盟国の地位にとどまり、現在英国に直接適用されているEU法やEU規則、そして、EU指令に基づき制定された英国国内法は引き続き効力を保持し、適用されることとなる。すなわち、競争法に関しても、現在の欧州連合機能条約(Treaty on the Functioning of European Union) 101条(競争制限的協定の規制)、102条(市場支配的地位の濫用行為の規制)や107条(国家補助規制)な

どの EU 法や、企業結合規則、一括適用免除規則などの EU 規則は、適用され続けることとなる。

英国の正式な EU 離脱に向けては、今後 EU と英国との間で欧州連合機能条約 50 条に基づき EU 離脱の通知を行ってから 2 年間の協議期間に離脱の条件が協議され、合意された場合、または合意に至らなくとも 2 年間の協議期間が経過した場合には、自動的に英国は EU 加盟国としての地位を失うこととなる。⁽²⁾ 英国の EU 離脱に伴う英国競争法への影響については、これから行われる EU と英国との間の離脱条件に関する協議の結果により左右されることとなる。

したがって、その協議の結果次第では、英国、そして、EU で事業を行う日本企業にとっても、英国の EU 離脱により、その事業活動に大きく影響を及ぼすことが予想される。

本稿では、競争法分野の観点から、英国の EU 離脱に伴う英国と EU との関係のいくつかのオプションを念頭におきながら、EU 離脱後の競争法に伴う種々の論点のうち、特に、英国競争法の規定とその解釈、競争法違反行為に関する調査、競争法違反行為に対する損害賠償請求訴訟、そして、企業結合規制に絞って検討を行う。

第2 英国法の規定とその解釈

英国の 1998 年競争法 (Competition Act 1998) の競争制限的協定について定めた Chapter 1 と市場支配的地位の濫用行為の規制を定めた Chapter 2 は、それぞれ欧州連合機能条約 101 条及び 102 条に倣ったものであり、EU 離脱後であっても、少なくとも短期間においては変更されない可能性が高い。したがって、英国競争法の実体法の適用において、短期的には、EU 離脱の影響は限定的であると考えられる。

ただ、英国の EU 離脱に伴い、英国国内の裁判所は、EU 法等に従い英国国内法を解釈する必要がなくなる可能性があり、その場合に、英国国内裁判所が英国競争法に関する事件で実体法をどのように解釈するのかは明らかではない。したがって、英国競争法に EU 競争法と同様の条項がある場合であっても、その条項の解釈において、英国国内裁判所が、欧州司法裁判所や他の欧州加盟国の裁判所での解釈と異なる解釈を採るおそれがある。このような場合、実体法の規定内容が同様であったとしてもその解釈が異なることになるが、この点について欧州司法裁判所に上訴して法令解釈の統一を図ることもできなくなるため、法的安定性・予測可能性が害されるおそれがある。

なお、EU 離脱後も英国が EFTA (欧州自由貿易地域) 及

び EEA (欧州経済領域) に加盟し続ける場合、EU を脱退しても EU 法の適用を受けることとなるので、競争法の解釈や英国内での競争法の手続に対する影響は、ほとんど変更されないと考えられる。例えば、EU 離脱に伴い、反競争的合意を禁止する欧州連合機能条約 101 条に代わり、同条と同内容の EEA 合意 53 条が適用されることとなる。しかしながら、このオプションの下では、英国は、EU の加盟国ではなくなるにも関わらず、EU の影響を受ける一方で、EU での競争法の進展について、直接的な影響を与えることはできなくなる。また、このオプションを採る場合には、人の移動の自由をはじめとする EU の基本的ルールに従うことが必要となることから、英国政府がこのオプションを採る見込みは乏しいように思われる。

第3 EU離脱後の競争法違反行為に対する調査

現在、EU または EEA に対する影響を与える取引に係る競争法違反行為については、欧州委員会が調査を行い、かかる場合には、英国の競争当局である競争・市場庁 (Competition & Market Authority、以下「CMA」という。) は同じ行為に対する調査を行わない運用がなされている。⁽⁴⁾

EU 離脱後に英国が EEA に再加盟しない場合には、このような運用がとられず、欧州委員会及び CMA 双方による並行調査がなされる可能性がある。すなわち、欧州委員会が EU に影響がある事業者の行為に対する調査を行う一方で、CMA も英国内に影響がある事業者の行為を調査することとなる。その結果、制裁金も別個に課されることになるが、かかる制裁金の減免を受けるためには、調査対象企業は双方にリニエンシー申請・情報提供・継続的な調査協力をする必要が生じる。このような別個の罰金や課徴金のリスク、二重の調査対応のために追加コストの負担に加えて、欧州委員会と CMA との間で内容の異なる事実認定がなされたり、矛盾判断を含む決定が下され、事業者にとっては法的安定性を害する結末となる可能性がある。

第4 競争法違反行為に対する損害賠償請求訴訟

一般に、英国は、法廷使用言語が英語であることや判例法主義で法的安定性があることなどにより、原告に有利な法廷管轄地とされてきた。EU 離脱後に、イングランド・ウェールズの裁判所や競争審判所 (Competition Appeal Tribunal) が、競争法違反行為に基づく損害賠償請求訴訟において、原告に好まれる法廷管轄地としての地位が継続されるかは、かなり不

透明である。また、EU 離脱後、欧州委員会の決定は英国国内でも依然として重要な地位を占めるとされるものの、それがいかなる法的位置づけとなるのか、そして、当該決定が英国国内裁判所を拘束するののかについても不明である。とはいえ、2015年10月に施行された、消費者権利法 2015 (Consumer Rights Act 2015) において、競争法違反に対する損害賠償請求訴訟におけるオプトアウト型の集団訴訟⁽⁵⁾が認められたことにより、英国が魅力的な法廷管轄地となり続ける可能性も依然として認められよう。

第5 企業結合規制

欧州での企業結合規制は、ワンストップショップと呼ばれる、EU に影響を及ぼす集中 (concentration) のうち、欧州での売上に関し一定の閾値を満たす場合、すなわち共同体規模を有する場合、当該結合当事者は、欧州委員会に当該企業結合の届出義務を負い、同届出を行えば、EU 内での各加盟国への個別の届出は不要となる制度が採用されている。

EU 離脱後に英国が EEA に加盟した場合には、共同体規模を有する欧州基準を満たす企業結合については、ワンストップショップ原則の下、欧州委員会への届出義務を有することとなる。一方、英国市場のみに影響を及ぼす企業結合の場合には、引き続き CMA によって審査がなされることとなる。以上のような、管轄の観点からすると、欧州離脱後の企業結合規制については、大きくは変わらないと考えられる。

一方、EU 離脱後に EEA に加盟しない場合、企業結合が EU と英国両方の閾値を満たし、EU と英国両方に影響を及ぼす場合には、結合当事者は、潜在的に、欧州委員会と CMA の両方に届出をする必要性が生じる。この場合には、取引コストは劇的に増大する可能性がある。また、欧州委員会と CMA の両方に届出が必要となる場合には、両当局が異なる判断を下す可能性は否定できず、かかる場合には法的安定性を害するにもかかわらず、当該判断に結合当事者は拘束されることとなる。異なる判断を避けるため、CMA への届出は任意であることから、自らの判断で CMA には届出を行わず、欧州委員会にのみ届出を行うことも考えられるが、この場合には CMA 独自の判断による企業結合審査開始決定がなされるリスクを抱え続けることとなる。

第6 おわりに

今まで見てきたように、英国の EU 離脱に伴う長期的な競争

法への影響を現時点で予測することは非常に難しく、それは、今後英国政府が EU との間の協議で交渉される離脱条件、そして、英国政府が英国競争法を改正するのか、しないのか、そして、改正する場合にはどのように改正するのかに左右される。

では、英国と EU との交渉が開始されていない上に、英国側で交渉を開始すべき政権が選択されたばかりの現時点でこのような予測を立てることには意味がないかという点も異なるように思われる。なぜなら、交渉の推移や結果にかかわらず、離脱通知後 2 年経過時に英国が EU 法体系の外側に置かれ得るという事実そのものは既に現存するリスクであるからである。冒頭に述べたとおり、仮に全分野の交渉が妥結に至らないとしても、全加盟国一致による期間延長の合意がなされない限り、離脱の通知から 2 年経過時に、離脱は効力を生じてしまう。EU の前身である欧州共同体 (EC) 時代のグリーンランドと EC との離脱交渉に 3 年を要したことに照らしても、その時点よりはるかに市場統合に向けた各分野の域内統合が進展している現在、グリーンランドよりもはるかに大きな人口と巨大な経済規模を持ち、またより多くの加盟国と深い結びつきを持つに至った英国が、離脱に必要な交渉を定められた期限内に終わらせられないまま、EU 法体系の外側に置かれるという事態はそこまで突飛な想定ではなかろう。その場合、一部の競争法関連規定がなんの手当もなく EU 法の外側に括りだされることになる。この点からも、以上みてきたとおり、英国が EEA+EFTA オプションなどなんらかの地域統合を持つことなく EU から離脱したときに、その法律関係がいかなるものなるかを整理しておくことは有用である。

したがって、今回の国民投票により直ちに EU 離脱の効果は生じないとしても、今後 2 年間 (正確には、EU 離脱通知後 2 年間) の EU と英国との間の協議の行方を見守りつつ、英国の EU からの離脱に備える必要がある。

以上

(1) 本稿は、月刊ザ・ローヤーズ2016年8月号に寄稿した内容を一部抜粋、加筆したものである。詳細な全文については、拙稿をご参照いただきたい。

(2) 全会一致であれば2年間の期間は延長され得る (欧州連合機能条約50条3項)。

(3) 現在、Modernisation Regulationと呼ばれる2003年のEU規則 (Regulation 1/2003) により、EU競争法と各加盟国の競争法との間の実体規定や解釈運用の統一化が図られており、また、1998年競争法60条の条文もそのような加盟国の義務に沿うものと解釈されている。EU離脱後においても同条が英国国内法として残存する限り、1998年競争法第一部 (Part 1、すなわち1条~60条までの実体規定を指す。) がEU競争法 (Community Law) と整合的に解釈運用されるべきことは国内法上の要求ということになる。この点をとらえて、実体規定の解釈運用が、1998年競争法60条が改正されない限り今後もEU法のそれと取れんしていくことには変わりないとする見解もあるが、EU離脱後においてもなお、当該規定が現在と同様に運用されるかどうかはやはり不透明であろう。

(4) 例外的な場合として、個人に対する刑事訴追のための調査がある。

(5) 米国のクラスアクション制度に類似する特定の集団に所属する競争法違反行為の被害者は、自ら同集団に加入することを表明しなくても、当該集団から積極的に離脱することを宣言しない限り、その所属する集団による集団訴訟の原告となる制度である。2014年12月に発効

した欧州損害賠償指令(Directive 2014/104/EU)においても、オプトアウト型訴訟の整備を各加盟国に義務づけるまではしておらず、英国がここまで踏み込んで同制度を整備した点は、カルテル被害者が英国裁判所に提訴する十分な理由となると考える。

弁護士
樋口陽介
(1976年生)

Yohsuke Higuchi
直通 / 03-6438-5722
MAIL / yhiguchi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / リスクマネジメント / 不正調査 / 商事関連訴訟 / 行政訴訟 / カルテル・談合 / 国際カルテル / 私的独占・不公正な取引方法 / 企業結合 / 下請法 / 景品表示法 / 人事制度の構築・運用 / M&A、IPOにおける労務デュー・ディリジェンス / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 組合対応等

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2005)

Brexitが欧州の知財に与える影響

—— 弁護士・英国法ソリシタ **山本麻記子**
—— 弁理士 **佐藤俊司**
—— 弁理士・カリフォルニア州弁理士 **阿部豊隆**

第1 はじめに

英国のEU離脱は、離脱に票を投じた人が驚く結果であったとも聞く。投票日のロンドン近郊はときに雷鳴が轟く悪天候。国民投票はEU残留を確認する儀式的なものを受け止め、平日勤務日の雨の中投票に出向く必要はないと判断した残留派の若者は少なくないようだ。中には法曹を目指し勉強中の者もいるはずで、彼らはEnglish law⁽¹⁾の法源を、法令、判例法、慣習、エクイティ(衡平法)そしてEuropean Community法と学んでいる。

各国知的財産権の内容の統一は、欧州の単一市場の重要な要素として強力に推進されてきた結果、現状英国国内法とEU法は混在しており、EU法に基づく権利内容を含む国内法はBrexit後も法改正がない限り存続するのに対して、EU規則(Regulation)に基づく権利は、そのままでは英国で効力を持たなくなる。

第2 知的財産法全般への離脱の影響

以下、主な英国の知的財産法と各権利への影響を見ていくが、全体として、各権利については国内法が主な法源との状態に戻る。すなわち、今後法令の事案へのあてはめや解釈は、EUの知的財産権統一が本格化する前と同様に、国内裁判所(EnglandであればEnglish courts)が独自に判断を下し、判例法を集積することになるため、EU法そして欧州裁判所と

は必ずしも一致しない結論が出てくることが予想される。

具体的には、まだ全体を網羅する欧州規則等がない著作権については、国内著作権法(Copyright Designs and Patents Act 1988)が継続して権利内容を規定し、goodwillを保護する英国判例法によるpassing-offも何らの影響を受けず、引き続き不法行為の一類型として存続するであろう。商標は、国内商標法(Trade Mark Acts 1994)がEU法源から制定されたものであるため、EU法と親和する法律が継続して適用されることになるが、上記のように裁判所の法令解釈や具体的適用の判断が異なってくる可能性に加え、権利化実務への影響がある。意匠には、登録意匠と非登録意匠があり、共同体の意匠保護指令の内容に沿う英国登録意匠法(1949年法)及び英国著作権法に基づく両意匠権は存続するが、非登録意匠は共同体意匠の内容とは統合されていないことに注意が必要である(商標と意匠につき、以下第3参照)。特許権には英国特許法(Patents Act 1977)が引き続き適用されるほか、実務的なポイントは以下第4を参照されたい。

なお、2017年始動を目標としていた単一特許と統一特許裁判所について、英国の知的財産担当大臣は、新首相の元で方針が決まるまでの期間、これらに関する意見聴取と方向性の検討を行うと述べている⁽²⁾。

第3 商標・意匠

知的財産の分野において、Brexitによる影響がもっとも大きいのが商標と意匠の分野と言える。当面は実務上、大きな動きはないものの、Brexitにより、EUTM(欧州連合商標)・CD(共同体意匠)において英国がカバーされなくなるため、今後、欧州への商標・意匠出願の戦略見直しが必要となる。

■ EUTM(欧州連合商標)への影響

①既存のEUTM登録及び出願

既存の EUTM 登録や出願中の EUTM 出願について、現時点においては、特にすぐに何かをする必要はないものの、今後、英国が EU からの離脱交渉を行うなかで、Brexit 前の既存の権利を保護する方向で EUTM から英国登録・出願へのコンバージョン等の経過措置が検討されている。英国を含む欧州への出願を検討中の場合、将来的にこのコンバージョンプロセスを避けたい場合には、現時点で英国と EUTM をそれぞれ出願（マドプロの場合には EM（欧州）指定と GB（英国）指定の両方の指定）することを検討しておくことが考えられる。

② 不使用取消

Brexit 後は、EUTM の実質的な使用が主に英国でのみ行われているような場合には、そのような英国での使用が、将来不使用取消審判を請求されたときに、それに対抗し得る、「genuine use」（真正な使用）とは判断されなくなる可能性が高い。従って、現在、EUTM の実質的な使用が英国での使用のみとなっている場合には、欧州での EUTM の使用の戦略について再検討が必要である。

2 CD（共同体意匠）への影響

① RCD（Registered community Design: 登録共同体意匠）

Brexit 後は、上記の EUTM と同様、CD において英国がカバーされなくなるので、英国での意匠保護を求める場合には、別途英国への意匠出願が必要となる。なお、現在、ヘーグ協定において欧州指定が可能となっているが、英国は現在はヘーグ協定に加盟しておらず、ヘーグ協定経由での英国での意匠の保護ができなくなる。なお、英国ではヘーグ協定への加盟への議論が進んでおり、今後ヘーグ協定に加盟した場合には、ヘーグ協定経由での英国での意匠保護が可能となる。

② UCD（Unregistered community Design: 非登録共同体意匠）

UCD では、現状、二次元又は三次元の物品を欧州での公開から 3 年間保護しているが、Brexit 後は、英国では効力がなくなる点に留意が必要である。なお、英国においても、同様の未登録意匠の保護制度があり、ここでは、最初の販売の暦年の翌年の 1 月 1 日から起算してから 10 年間保護される。

3 その他

英国裁判所による欧州全域での差止めの判決ができなくなるため、欧州での差止めを求める場合には、欧州で別途訴訟提起が必要となる。このことにより、欧州での訴訟費用が多く発生する可能性がある。また、英国裁判所による判決と欧州

連合司法裁判所（CJEU）による判決が別個それぞれ発展していくことになると考えられる。さらに、Brexit 後は、英国の特許弁理士・商標弁理士経由で EUTM や RCD の出願をすることができなくなるほか、EUIPO での手続きにおいて、英国の特許弁理士・商標弁理士はクライアントを代理できなくなる。

第4 特許

各国企業の欧州における特許戦略に大きな影響を与えていると言われている統一特許裁判所（UPC: Unified Patent Court）と統一特許制度（UP: Unitary Patent）の枠組みに英国が入るのか否か、その動向が注目されている。欧州特許条約（EPC: European Patent Convention）を利用した欧州特許出願に関して、有効化（validation）された特許のうち約 50% が英国、ドイツ、及びフランスの 3 カ国で有効化されるという統計からも裏付けられるように、英国は欧州の中でも特許保護が多く求められる国であり、欧州特許実務において英国の EU 離脱の影響は大きい。

一方で、英国は EU から離脱した後も、依然として EPC 加盟国であり続けることができる（EU 加盟国であることは、EPC 加盟の条件とはされていない）。従って、日本企業は、欧州特許庁（EPO）に特許出願を行い英国で登録を受けるという従前のルートを利用することが可能である。

統一特許裁判所及び統一特許制度の枠組みに英国が入らないこととなった場合、同国を含めた欧州の複数国で特許権利化を図るために最適な出願ルートを策定することが、各社の早急の課題になると考えられる。

第5 さいごに

当面は引き続き、EUTM 及び CD を利用しつつ、英国による EU からの離脱交渉の過程を注視していく必要がある。商標・意匠については、コンバージョンの手続きの詳細（自動的に英国へ拡大されるのか、再登録手続きが必要になるのか）や、そこで発生する費用については、現時点では明らかではないが、今後、明らかになり次第、この TMI Newsletter でアップデートしていく予定である。

以上

(1) EU を離脱する「英国」とは UK であるが、UK には、Scotland, Wales, Northern Ireland 及び England という歴史的に異なる 4 つの法領域がある。現在 Wales の法律は England と同一であるが、Scotland 及び Northern Ireland は必ずしも同じでない。そこで、England で学ぶ自国の法律は English law であり、UK law ではないものもある。

- (2) <https://www.gov.uk/government/speeches/national-and-international-level-concerns-and-developments-regarding-the-ip-landscape>
- (3) https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/491584/summary_of_responses_accession_to_the_Hague_Agreement_for_Industrial_Designs.pdf

弁理士
佐藤俊司
(1974年生)

Shunji Sato
直通 / 03-6438-5579
MAIL / ssato@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
商標 / 意匠 / 不正競争 / 知財訴訟・審判 / ブランド

【登録、所属】
日本弁理士会(JPAA)(2002) / 特定侵害訴訟代理業務付記登録(2005) / 日本弁理士会 商標委員会委員長(2013)、同副委員長(2010~2012)、同委員(2009~2014)、国際活動センター(2015) / 日本商標協会(JTA)常務理事(2012~現在)、国際活動委員会委員長(2012~現在)、同副委員長(2010~2011)、委員(2009~現在) / アジア弁理士協会(APAA)商標委員会委員(2010~現在) / 国際商標協会(INTA)Board of Directors(2016~現在)、周知・著名商標委員会東アジア・パシフィック地域担当委員会委員(2016~現在)、INTA's Regional Conference in Tokyo("Trademarks in Japan")共同議長(2015)、ラウンドテーブル委員会委員(2013~2015)、非伝統的商標委員会東アジア・パシフィック地域担当委員会委員(2012~2015) / 日本知的財産仲裁センター(JIPAC)JPDメイン名紛争処理パネリスト候補者(2015~現在)

弁護士 / 英国法ソリシタ
山本麻記子

Makiko Yamamoto
直通 / 03-6438-5545
MAIL / myamamoto@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】
一般企業法務 / M&A / 著作権 / 商標 / 意匠 / 商事関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / カルテル・談合 / 国際カルテル / 私的独占・不正な取引方法 / 企業結合 / その他国際法務 / ブランド / 医療 / ヘルスケア / バイオ

【登録、所属】
東京弁理士会(2000)

弁護士 / カリフォルニア州弁護士
阿部豊隆
(1973年生)

Toyotaka Abe
直通 / 03-6438-5458
MAIL / tabe@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
特許 / 知財トランザクション / 知財戦略支援 / 知財訴訟・審判 / 意匠 / 商標 / 不正競争

【登録、所属】
日本弁理士会(JPAA)(1996) / カリフォルニア州(2012) / 日本弁理士会: 意匠委員会(2001)、国際活動センター副委員長(2003) / 知的財産研究所「デジタル社会におけるデザイン保護に即した意匠制度の在り方に関する調査研究」委員(2012) / 日本知的財産協会: 国際第2委員会(2011)、総合戦略会議・知財戦略WG(2012~2013)、特許第2委員会委員長代理(2013~2014)、総合企画委員会(2014) / 東京大学先端科学技術研究センター(2014~現在)

シンガポールと日本の特許制度の比較

—— 弁理士 小代泰彰

第1 はじめに

近年、企業のASEAN諸国への進出が増加していることに伴い、ASEANにおける知的財産権の保護等に対する注目も高まりを見せ、ASEAN諸国はそれに同調するように知的財産制度の整備を進めている。中でもシンガポールは、2013年に知財ハブマスタープラン(Intellectual Property Hub Master Plan)⁽¹⁾を発表したのを契機として、知的財産に関する様々な取り組みや新たな制度を発表している。

また、シンガポールは、世界経済フォーラム(World Economic Forum)が発表した国際競争力報告書2015-2016(Global Competitiveness Report 2015-2016)では、知的

財産保護水準が世界4位であり(日本は同6位)、米国商工会議所(U.S. Chamber of Commerce)傘下のグローバル知財センター(Global Intellectual Property Center)がまとめた主要国の知的財産権保護状況に関する2016年の調査では6位である(日本は同9位)など、現時点において知的財産制度が高く整備された国である。

本稿では、シンガポールにおける知的財産制度のうちの特許制度に関し、特許出願前、出願後及び登録後に留意すべき主な規定について日本の特許制度と比較しながら紹介する。

第2 出願前

■職務発明規定

シンガポールにおいて特許を受ける権利は、日本と同様に、原則として発明者に帰属し、また、契約等により他の者に帰属することができる(シンガポール特許法(以下、単に「特許法」)第19条)。また、シンガポールには、日本と同様に職務発明規定が存在する。シンガポールの職務発明規定で

は、従業者により職務の過程で行われた発明について、所定の条件で使用者に帰属することが規定されている（特許法第49条）。日本では、職務発明についての特許を受ける権利が使用者に帰属するようにするために、契約や勤務規則による定めが必要であるが、シンガポールでは、契約等で定めなくとも、一定の条件で職務発明の特許を受ける権利が使用者に帰属する（特許法第49条）。

② 第一国出願制度

シンガポール居住者による発明は、原則として最初にシンガポールに出願されなければならないといういわゆる第一国出願制度がシンガポールには存在する（特許法第34条）。このような規定は、日本には存在しない。

特許法第34条の規定によれば、登録官の書面による許可を得ている場合、又は2ヶ月以上前に、同一の発明についての特許出願がシンガポール知的財産権庁特許登録局（IPOS）に行われている場合に、シンガポール国外に特許出願を行うことができる。登録官による書面による許可は、発明の技術分野など所定の事項を記入した書面により申請することができ、要件を満たす場合、申請から5営業日以内に行われる⁽²⁾。

③ 保護対象

日本と同様に、人の手術若しくは治療又は人体に対して行う診断の方法についての発明は、産業上利用できる発明ではないとして特許を受けることができない（特許法第13条、第16条）。また、日本とは異なり、シンガポールでは、動物の手術、治療又は診断の方法についても産業上利用できる発明ではないとして特許を受けることができない（特許法第13条、第16条）。

日本では保護対象であるビジネスメソッドなどのソフトウェア関連発明については、シンガポールでも保護対象となりうる（Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS, section 8）。

④ 新規性喪失の例外

日本と同様に、新規性喪失の例外の規定が存在する（特許法第14条）。日本では、新規性の喪失から6ヶ月以内であれば適用を受けられるのに対し、シンガポールでは、新規性の喪失から12ヶ月以内であれば適用を受けられる。

第3 出願及び審査

① PCT 出願国内移行

PCT 出願の国内移行期限は、日本と同様に、優先日から30ヶ月である。この期間は、日本とは異なり、手数料を支払う

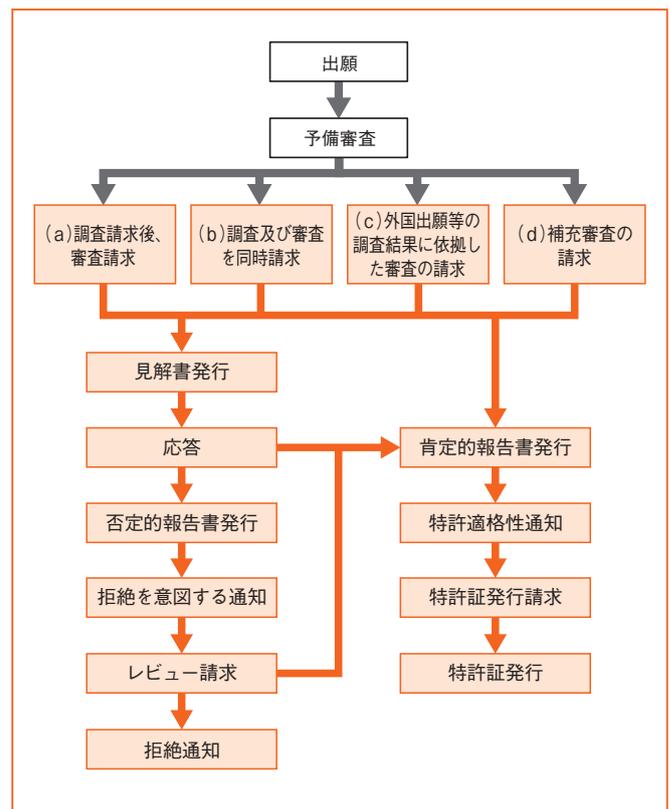
ことにより18ヶ月まで延長することができる（PCT 出願人の手引き—国内段階—国内編—SG（以下、単に「PCT 出願人の手引き」）。また、要求される翻訳文の言語は、英語のみである。

優先権証明書の英語の翻訳文は、登録官から要求があった場合に限り、登録官からの通知の日から2ヶ月以内に提出する必要がある（PCT 出願人の手引き）。

② 出願のフロー

シンガポールにおける特許出願から特許証発行又は拒絶までの主な手続のフローは図1に示すとおりである。まず、シンガポール知的財産権庁に特許出願が行なわれると、その後予備審査が行われる。出願人は、その後、特許出願から所定期間内に調査及び審査の請求を行うことができる。調査及び審査の請求については別途、後述する。審査結果が、特許性について肯定的であった場合（すなわち、拒絶理由がない場合）、特許適格性通知が発行され、その後の請求に応じて特許証が発行される。審査結果が否定的であった場合、審査結果についての見解書が発行され、出願人は見解書に対して、意見書及び補正書を提出する等して応答することができる。見解書に対する応答によって拒絶理由が解消された場合、肯定的報告書が発行される。解消されない場合、拒絶を意図する通知が発行される。出願人は、当該通知に対して、意見及び補正の提出とともにレビューの請求を行うことができる。レビューの結果に応じて、拒絶通知又は肯定的報告書が発行される。

【図1】出願フロー



③ 調査及び審査の請求

シンガポールでは、2014年2月の改正特許法が施行され、特許の有効性を出願人自身が判断する従前の自己評価制度（Self Assessment System）から、特許性についての審査結果が肯定的である出願のみ特許になる肯定的特許付与制度（Positive Grant System）へと移行した。

日本では、審査請求の方法に関して出願日から3年以内に請求するという1つのアプローチのみ規定されているが、シンガポールでは、現在、出願に対する調査及び審査の請求について、図1に示されているような（a）、（b）、（c）及び（d）の4つのアプローチがある（特許法第29条）。以下にそれぞれについて説明する。

- （a）調査請求後、審査請求を行うことができる。調査請求は出願日から13ヶ月以内に、審査請求は出願日から36ヶ月以内に行うことができる。
- （b）調査請求及び審査請求を同時に行うことができる。このアプローチでは、出願日から36ヶ月以内に調査及び審査の請求を行うことができる。（a）のアプローチと比較して、調査を遅らせることができ、また、オフィシャルフィーが低い点で有効である。
- （c）対応外国出願及び対応外国出願等の調査結果に依拠する審査の請求を行うことができる。この請求は、対応外国出願の調査結果等の提出と共に、出願日から36ヶ月以内に行うことができる。また、このアプローチは、（b）のアプローチよりも低いオフィシャルフィーが設定されている。
- （d）対応外国出願及び対応外国出願等の肯定的な調査及び審査の結果に依拠する補充審査の請求を行うことができる。この請求は、出願日から54ヶ月以内に行うことができる。このアプローチの場合、オフィシャルフィーは無料である。なお、このアプローチは、2017年1月以降の出願から廃止される予定である。

④ 審査促進

日本には、優先審査、早期審査及びPPH（Patent Prosecution Highway）などの審査促進制度が存在する。シンガポールにおいては、日本における優先審査及び早期審査に対応する規定は存在せず、PPH及びASPEC（ASEAN Patent Examination Co-operation）プログラムを利用することにより審査を促進することができる。ASPECプログラムとは、ASEANにおける参加地域の特許庁間で特許調査及び審査結果を共有することによって業務の効率化を図る制度である。

⑤ 補正

補正の時期的要件として、日本では、最初の拒絶理由通知を受けるまでは、何時でも明細書等に対して補正をすることができる。通知を受けた後は、指定された期間内のみ補正を行うことができる。シンガポールにおいては、調査請求、審査請求又は補充審査請求を行う前までは、明細書に対して補正を行うことができる（特許法第31条、シンガポール特許規則（以下、単に「規則」）49）。当該請求の後には、見解書等への応答時のみ補正することができる（規則49）。

補正の内容的要件として、日本では、出願当初の明細書等の範囲内において明細書等に対して補正を行うことができる。また、拒絶理由通知を受けた後は、手続の段階に応じて他の補正要件が課される。シンガポールにおいては、特許付与前の補正において、出願時における開示事項を超える事項を追加する補正は認められない旨規定されている（特許法第84条）。

⑥ 特許要件

日本と同様に、特許要件として、新規性、進歩性、及び産業上利用可能性の要件が課される（特許法第13条）。

⑦ 審査結果への応答

日本では、拒絶理由通知に対して、当該通知の発送日から在內者については60日以内、在外者については3ヶ月以内に応答することができる。拒絶査定に対しては、拒絶査定から在內者については3ヶ月以内、在外者については4ヶ月以内に応答することができる。

シンガポールにおいては、審査請求を行った場合、見解書の発行から5ヶ月以内に応答することができ、補充審査請求を行った場合、見解書の発行から3ヶ月以内に応答することができる（規則46）。また、拒絶を意図する通知が発行された場合、2ヶ月以内にレビュー（再審理）を請求することができる（特許法第29A条、規則46A）。

⑧ 分割

日本では、補正可能期間及び特許査定後所定期間内等に分割出願を行うことができる。シンガポールでは、登録料の納付、又は出願の拒絶、放棄若しくは取下げの前までに、分割出願を行うことができる（特許法第26条）。

第4 登録後

① 特許権の存続期間

日本では、特許権の存続期間は、特許権の設定の登録から発生し、出願の日から20年で終了する。シンガポールでも同様に、特許権は、特許証の交付日に効力を生じ、特許の出願

日等から20年の期間の満了時まで引き続き効力を有する旨規定されている(特許法第36条)。

❷ 異議申立

日本では、特許掲載公報の発行の日から6ヶ月以内に特許に対し異議申立を行うことができる。シンガポールには、同様の規定は存在しない。

第5 最後に

近年、シンガポールの特許法や審査基準は改正が進められている。知財ハブを標榜し、ASEAN 諸国の知財制度整備のリーダーシップをとるシンガポール国内における知財制度の変化は、周辺国へも影響を与えることが予想される。従って、ASEAN でビジネスをする企業にとって、今後もシンガポールにおける知財制度の変化を追うことは意味のあることであると言えよう。

以上

国際紛争解決に関するシンガポールの最新動向

— 弁護士 高橋俊介

現在、多くの日系企業が、シンガポールを含む ASEAN 加盟国及びその周辺地域に進出しており、これに伴い、日本企業とこれらの国々に所在する企業との紛争も増えつつある。しかしながら、司法制度が十分に整備されていなかったり、汚職の問題を抱えていたりする国も少なからずあることから、これらの国々の企業との契約においては、シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Centre、以下「SIAC」という。) による仲裁を紛争解決手段として選択する例が多くみられる。また、シンガポールは、国の政策として紛争解決のハブとなることを目指し、様々な施策を実施している。具体的には、2014年11月にシンガポール国際調停センター (Singapore International Mediation Centre) を設置し、2015年1月にはシンガポール国際商事裁判所 (Singapore International Commercial Court、以下「SICC」という。) を設置している。そこで、本稿では、紛争解決のハブとして注目されるシンガポールに関して、最近の SIAC の動向、シンガポー

参考資料

(1) <https://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Press%20Release/IP%20HUB%20MASTER%20PLAN%20REPORT%202%20APR%202013.pdf>

(2) <http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatIsIntellectualProperty/Whatisapatent/NationalSecurityClearance.aspx>

弁理士
小代泰彰
(1975年生)

Yasuaki Koshiro
直通 / 03-6438-5320
MAIL / ykoshiro@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判

【登録、所属】
日本弁理士会 (JPAA) (2012)

ルを含むアジア地域におけるクロスボーダー取引における準拠法及び紛争解決手段の選択に関する動向、さらに、2016年5月に出された SICC の初の判決について紹介する。

第1 SIACの動向

❶ 2015年の実績⁽¹⁾

2015年にSIACに新しく申し立てられた仲裁事件の事件数は271件を記録し、過去最高となった。近年の数字と比較すると、2013年が259件、2014年が222件であるから、着実な伸びであると評価することができる。SIACにおける仲裁を利用している企業の国籍をみると、約3分の1の事件に外国企業のシンガポール子会社関与している。関与している外国企業の内訳をみると、インド企業が91件、中国企業が46件、韓国企業が34件、アメリカ企業が33件であり、日本企業は8件となっている。また、SIACにおける仲裁が利用された事件における契約の準拠法は、シンガポール法が59%と最も多く、続いて、イギリス法が21%、インド法が6%となっている。また、紛争の原因となった契約が締結された時期は、2015年が8.9%、2014年が40.4%、2013年が15.2%となっており、契約締結から2年以内に紛争化しているケースが6割を超えている。日本企業が直接の当事者となっている事件数は未だ

多くはないものの、申立て件数自体は着実に増加しており、今後、日本企業が関与する案件も増加することが予想される。

2 SIAC 仲裁規則の改正⁽²⁾

SIAC は、2016 年 7 月 1 日、新しい SIAC 仲裁規則 (SIAC Rules (6th Edition, 1 August 2016)⁽³⁾) を公表し、同規則は 2016 年 8 月 1 日から施行されることになっている。今回の SIAC 仲裁規則の改正の狙いは、近時の国際仲裁実務の発展を反映して、多様化・複雑化するビジネス・ニーズに一層応えることにある。予定されている改正内容は多岐にわたるが、主な改正内容を以下に紹介する。

(i) 複数契約に関する紛争 (第 6 条)

複数の契約に起因又は関連して紛争が存する場合、申立人は、(1) 各仲裁合意についての仲裁通知とともに、第 8.1 条に従って各仲裁の併合申請書を同時に提出するか、又は (2) 各仲裁合意を特定するとともに、第 8.1 条の要件を充足することを記載した全ての仲裁合意に関する一通の仲裁通知を提出することができるものとされた。これにより、所定の要件を満たす場合には、複数の契約が関連する紛争を同一の仲裁によって解決することが可能となり、申立費用を節約することも可能となった。

(ii) 手続参加 (第 7 条)

当事者又は非当事者は、(1) 参加する当事者が仲裁合意に拘束されることが明らかな場合、又は (2) 非当事者を含む全当事者の合意がある場合には、申立人又は被申立人として本規則に従って係属している仲裁に参加することを申請することができ、かかる申請に基づいて、仲裁廷の構成前においては仲裁裁判所が、仲裁廷の構成後においては当該仲裁廷が参加の可否を判断するものとされた。

(iii) 仲裁手続の併合 (第 8 条)

仲裁廷が構成される前において、当事者は、(1) 全当事者が併合に合意している場合、(2) 全ての請求が同一の仲裁合意に基づく場合、又は (3) 仲裁合意に矛盾がなく、かつ、(a) 当該仲裁が同一の法的関係から生じた紛争の場合、(b) 主たる契約と従たる契約で構成される複数の契約から生じた紛争の場合、又は (c) 同一の若しくは一連の取引から生じた紛争である場合には、当該二つ以上の仲裁を一つの仲裁に併合することを申請することができるものとされた。また、仲裁廷が構成された後で、上記 (2) 及び (3) の場合には、上記の要件に加えて、各仲裁において同一の仲裁廷

が構成されている場合、又は他方の仲裁において仲裁廷が構成されていない場合に仲裁の併合を申請することができる。そして、かかる申請に基づいて、仲裁廷の構成前においては仲裁裁判所が、仲裁廷の構成後においては当該仲裁廷が併合の可否を判断することになる。

第2 準拠法及び管轄の選択についての動向

2016 年 1 月 10 日、Singapore Academy of Law は、シンガポール及びその周辺地域におけるクロスボーダー取引において選択されている準拠法及び紛争解決方法に関する調査結果を公表した⁽⁴⁾。本調査は、クロスボーダー取引に参与している 500 人の弁護士、インハウスカウンセラー等を対象とし、採用されている準拠法及び紛争解決方法について調査したものである。本調査結果によれば、採用されている準拠法は、イギリス法が 48%、シンガポール法が 25%、ニューヨーク法が 7%、香港法が 3% という結果となっており、シンガポール法が 4 分の 1 を占める結果となっている。また、最も好まれている紛争解決地は、首位がシンガポールで 52%、次いで香港が 22%、イギリスが 7% となっている。紛争解決手段としては、仲裁は 71% で、裁判が 24%、調停が 5% となっている。これらの調査結果からすると、シンガポール及びその周辺地域におけるクロスボーダー取引においては、準拠法としてイギリス法が最も好まれているものの、シンガポール法も重要な位置を占めつつあることが分かる。また、紛争解決地としては圧倒的にシンガポールが好まれており、これは、地理的な要因に加えて、SIAC という信頼に足る仲裁機関を有していることが大きな要因と考えられる。

第3 SICCの初の判決

2015 年 1 月に SICC が設置されたことは冒頭に述べたとおりであるが、その SICC が、2016 年 5 月 12 日に初の判決を出した⁽⁵⁾。本件はジョイントベンチャーに関する紛争で、シンガポール企業及びその親会社であるオーストラリア企業が、インドネシア企業及びそのシンガポールの関連会社に対して、損害賠償を求めたものであり、紛争の基礎となる契約の準拠法はシンガポール法である。本件は、2011 年 12 月 27 日に提訴され、2015 年 3 月 4 日に SICC に移送された。今回出された判決は、本件の終局的な判決を下したのではなく、前提となる法律問題として、契約上の義務の存在及びその範囲につ

いてのみ判断を下したもので、中間判決としての位置付けとなるものである。本件は、シンガポール、オーストラリア及びインドネシアの3か国の企業が当事者となる国際的な紛争であり、シンガポールの裁判官1名に加えて、イギリスの元裁判官1名及び香港の元裁判官1名の合計3名の裁判官が担当している点がSICCならではの特徴である。SICCの判決は、シンガポール高等裁判所の判決となるものであるから、仲裁判断とは異なりニューヨーク条約の適用がなく、その執行可能性に課題があるとされている。もっとも、シンガポールは、イギリス、香港、オーストラリア、マレーシア、インドなどと判決の承認・執行に関する協定を結んでおり、一定の要件を満たす場合にはこれらの国々においてもSICCの判決を執行し得る。さらに、シンガポール政府は執行可能性の問題について手当てすべく、2016年6月2日に裁判管轄の合意に関するハーグ条約(Hague Convention on Choice of Court Agreements)に批准した⁽⁶⁾。本条約は、締約国における専属管轄の合意の有効性を確保するとともに、締約国は、原則として「専属的管轄合意に基づく」他の締約国の裁判所の判決の承認及び執行を認めなければならないとするものである。本条約の締約国は、本稿執筆時点においては、EU加盟国(デンマークを除く)及びメキシコであり、アメリカとウクライナは本条約に署名しているものの未だ批准しておらず、締約国の数は限定的である。そのため、現時点では、国際紛争において裁判よりも仲裁が好まれる現在の状況を大きく変えるものではないと思われるが、締約国の企業が関与する取引においては、紛争解決方法の一つの選択肢となり得るものである。

第4 最後に

このように、SIACにおける仲裁は着実にその実績を伸ばしており、さらに、その利便性を高めるためのSIAC仲裁規則の改正も行われている。また、裁判についても、SICCの初の判決が出され、さらに、シンガポールが裁判管轄の合意に関するハーグ条約を批准するなど、積極的な動きが見られる。紛争解決のハブを目指すシンガポールの積極的な動きは、日本企業にとっても注目すべきものであり、引き続きその動向を注視していく必要がある。

以上

- (1) SIAC Annual Report 2015 (http://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC_Annual_Report_2015.pdf)
- (2) SIAC プレスリリース (<http://www.siac.org.sg/>)
- (3) http://www.siac.org.sg/images/stories/articles/rules/SIAC%202016%20Rules_6th%20Edition.pdf
- (4) Study on Governing Law & Jurisdictional Choices in Cross-border Transactions (http://www.sal.org.sg/Documents/SAL_Singapore_Law_Survey.pdf)
- (5) <http://www.sicc.gov.sg/HearingsJudgments.aspx?id=72>
なお、本稿執筆時点で、本判決以外に、判決が1件、決定が1件公表されている。
- (6) <https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/singapore-ratifies-hague-convention-on-choice-of-court-agreement.html>

弁護士
高橋 俊介
(1979年生)

Shunsuke Takahashi
直通 / 65-6831-5674
MAIL / stakahashi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / 商事関連訴訟 / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 刑事訴訟 / 行政訴訟 / 消費者対応 / アジア / IT・通信 / 不正調査

【登録、所属】

東京弁護士会(2007年) / シンガポール外国法弁護士(2014年)

インドネシア法務アップデートーファイナンス取引を中心として

— 弁護士 越元 瑞樹
— 弁護士 藏田 知彦

第1 インドネシアの経済の発展

インドネシアの人口は、2016年1月現在、2億5千万人となっており、GDPベースの成長率も5%~6%を誇る。こうした成長に支えられ、インフラ整備等も意欲的に行われており、

近時のインドネシアの高速鉄道の整備に関する報道は記憶に新しいところである。インドネシアは、日本にとっては引き続き魅力的な海外市場であり(2015年度海外投資先有望国ランキング(JBIC調べ)2位)、インドネシアの将来的な経済成長を支えるにあたって、日本の金融機関からのファイナンスもまた重要な役割を果たしている。一方で、日本の金融機関がインドネシア国内の企業に対してファイナンスを行うに際し、インドネシアの法制度及び同法のリスクもまた十分に理解しておく必要がある。

本稿は、主に日本からインドネシアに向けてのアウトバウンドによるファイナンスを行うに際しての注意点を考察するもので

あり、インドネシアの法制度の理解の助けになれば幸いである。

第2 インドネシアにおける民間対外債務規制の概要

1 自国における対外債務管理の観点から、外貨建てによる資金調達又は国外からの資金調達について規制を置いている国も多い。インドネシアもその例外ではなく、外貨建資金調達又は国外からの資金調達については、本レター発行日現在において、主として以下①から④までに記載する規制が置かれている。一般的には Bank Indonesia (以下、「インドネシア中銀」という。)、インドネシア財務省 (Ministry of Finance Republic of Indonesia) (以下、「MOF」という。)及び Offshore Commercial Loan Coordinating Team (以下、「PKLN Team」という。)に対する報告義務にとどまる。

① インドネシア中銀に対する報告義務 (いわゆる「LLD (Lalu Lintas Devisa) 報告書」及び「KPPK (Kegiatan Penerapan Prinsip Kehati-hatian) 報告書」) (Bank Indonesia Regulation No. 16/22/PBI/2014 に基づく規制及びその後の変更に基づく規制)

② MOF に対する報告義務(1972年10月12日付 Presidential Decree No. 59 of 1972 及び 1973年5月3日付 Ministry of Finance Decree No.261/MK/IV/5/1973 並びにその他関連法令に基づく規制)

③ PKLN Team 及び MOF に対する報告義務 (1991年9月4日付 Presidential Decree No. 39 of 1991 並びにその他関連法令に基づく規制)

④ インドネシア中銀に対する報告義務等 (2014年5月14日付 Bank Indonesia Regulation No. 16/10/PBI/2014) 及びその後の変更に基づく規制

2 上記①から④までの各報告義務を遵守するために、まずファイナンスの計画段階において、インドネシア中銀に対し毎年3月15日までに、対外債務負担の計画等に関して報告をしなければならない (①に関する義務 (LLD 報告書))。仮に、毎年3月15日以降に対外債務負担の計画等を変更した場合、7月1日までに報告する義務があるとされている。次に、上記対外債務負担の計画等に関する報告が完了し、かつローン契約等の締結又はローン等の引出がなされた場合、翌月の15日までに“main data of offshore loan”をインドネシア中銀に届け出る必要がある (①に関する義務 (LLD 報告書))、また、ローンが外貨建ての場合には、インドネシア中銀へ追加的に報告する義務がある (④に関する義務)。さらに、ローン契約締結時までに、MOF 及び PKLN Team に対して届出をする義務もあるが、上記一連

の手續は、インドネシア中銀への報告と同時に届出を行うことが通常である (②及び③に関する義務)。

3 さらに、対外債務を負担するインドネシアの一般企業は、ローン等の借入実行後において定期的に MOF への報告義務を負う (②に関する義務)。加えて、対外債務を負担するインドネシアの一般企業は、ローン等の貸出実行後において定期的にインドネシア中銀に対し、対外債務管理における慎重性原則 (*Prinsip Kehati-hatian*) 適用実施報告書 (KPPK 報告書) の提出が必要とされる (①に関する義務)。具体的には、慎重性原則の適用としてヘッジ比率規制、流動性比率規制、及び外部格付取得規制を受けるところ (Bank Indonesia Regulation No. 16/21/PBI/2014 参照)、これら規制に対応した措置が実施されていることをインドネシア中銀が把握するため、KPPK 報告書の提出が要求される。

4 なお、①及び③の規制の適用があるのは、インドネシア国内の法人が対外債務を負担する場合であり、インドネシアルピア建てであることを問わず、また対外債務の負担とは、約束手形、保証行為及び繰延払債務の負担をも含む概念であることに注意を要する。

また、④の規制に関連し、対外債務負担が外貨建ての場合には、当該外貨建て対外債務負担に際してのインドネシア中銀への報告義務のほか、インドネシア国内の外国為替銀行にて当該貸し出された外貨を受領する義務があるとされている。

5 上記の通り、インドネシアにおける対外債務規制については、上記の通り複数の規制があり、またその時々々の経済状況に従い頻繁に変更される傾向にあるため、随時確認の必要がある。また、こうした届出等は、借入人によってなされる必要があり、貸付人側としては、ローン契約等によって、かかる届出等がなされているに関し表明保証又は誓約事項として規定し、また貸付の前提条件として規定する等の手当てが考えられる。

なお、紙面の都合により割愛するが、上記の他、2015年に導入された新たな規制として、L/Cによる決済義務 (2015年1月24日付 Ministry of Trade (No.04/M-DAG/PER/1/2015)) 及び対外債務負担に関する報告義務 (2015年9月9日付 Ministry of Finance (No169/PMK.010/2015 (第5条第1項)) があり、これらについても留意を要する。

第3 担保に関する概観

借入人の負担する債務に不履行が生じた場合に備え、借入

人の資産上に担保権の設定を行うことは債権回収手段として重要である。特にプロジェクトファイナンスの分野においては、借入人の資産すべてに担保を設定するのが通常であり、例えば借入人の不動産及び地上権、並びに動産及び債権に対する担保権を設定する等の手段が採られる。インドネシアにおいて、貸付人と借入人との間において合意により設定することが可能な担保物権としては主として以下のものがある。なお、担保に関する外資規制は本レター日付現在で存在しない。

1 抵当権

①内容

一般的に、船舶や航空機等に対して設定される抵当権は、インドネシア民法の規定が適用され、かかる抵当権は *Hipotek* と呼ばれる。一方で、不動産に対し設定される抵当権は、抵当法という特別法の適用があり、土地抵当権 (*Hak Tanggungan*) と呼ばれる。土地抵当権 (*Hak Tanggungan*) は日本の不動産に対する抵当権に類似した概念であり、担保の目的物となる土地に係る権利は、所有権、並びに物権的な土地利用権である事業権、建設権、及び使用権（土地抵当権に関する法律 1996 年第 4 号（以下、「抵当法」という。）第 4 条第 1 項、同第 2 項）であり、いずれの権利も登記可能性と譲渡可能性という抵当権の目的物の適格要件を備えている。なお、土地上の建物については、インドネシア法上独立した登記の対象とはされていないが、土地に付随するものとして抵当権を設定することが可能である（抵当法第 4 条第 4 項）。なお、土地抵当権の存続期間については、特に定めはない。

②設定手続

土地抵当権の設定手続については、「土地抵当権は、前項の土地抵当権に係る登記日に生じるものとする。」（抵当法第 13 条第 5 項）と規定されており、登記所における登記が効力要件であると一般に解釈されている。土地抵当権の設定がなされると登記所より抵当権者に対して権利証が交付される。土地抵当権の有無については、法律上、登記情報は公開とされているものの、実際には土地の所在地や権利者名のみから登記情報を確認することは難しく、当該権利証に基づき登記の有無・内容を確認するのが一般的といえる。

2 信託担保権 (*Fidusia*)

①内容

信託担保権 (*Fidusia*) は Fiduciary Security とも呼ばれ、日本法上の譲渡担保に類似した権利である。担保権設定

者が担保権者に対して担保対象物の所有権を譲渡した旨の法形式を採ったうえで、担保権設定者が担保対象物を引き続き利用する形態を採る担保である。担保の目的物としては、土地抵当権を設定することのできない一部の不動産（土地と建物の所有者が異なる場合の建物等）、債権や動産に対して設定することが可能である。インドネシアにおけるファイナンス取引一般において、比較的多く使用される担保手段である。なお、信託担保権の存続期間については、特に定めはない。

②設定手続

信託担保権の設定を行うためには、担保権者と担保権設定者が公証人の前でインドネシア語により作成される信託担保権設定証書を作成の上、署名し、登記所において登記の申請を行わなければならない。登記申請権者は、法令上、担保権者又はその代理人若しくは代表者と規定されている（信託担保に関する法律 1999 年第 42 号第 13 条第 1 項）が、実務上は公証人が代理して登記申請することが多い。信託担保は、信託登記簿 (*Buku Daftar Fidusia*) への登記日に効力を生ずる。また、信託担保権者には、登記所より信託担保権利証 (*Sertifikat Jaminan Fidusia*) が発行される。

なお、日本の質権と似た担保権 (*Gadai*) もインドネシア法上存在するが、質権設定には、占有の移転が効力要件とされ、担保目的物の現実の引渡しが必要となると解釈されているため、担保権設定者による担保目的物の使用収益権の確保が困難となることを理由として、債権及び動産一般には使用されることが少なく、株式に対する担保権として利用されることが多い。

3 保証 (*Penanggungan*)

一般的なコーポレート与信においては、借入人の親会社から保証を徴求することもある。インドネシアにおいても法人から保証 (*Penanggungan*) を徴求することが可能である。保証の成立には保証人の明示的な承認（民法 1824 条）が必要とされているが、証書の作成及び登記又は政府機関への登録は不要である。保証人からの一方的な差し入れ方式又は貸付人及び保証人の合意による方式のいずれも可能である。但し、インドネシア法人がインドネシア国外の貸付人に対して保証を差し入れる場合には、保証が対外債務として扱われることから、政府機関等に対する前述の報告等が必要となることに注意を要する。なお、保証には日本の附従性に類似した概念は存在するが、連帯保証に似た制度は存在しない。

第4 準拠法、裁判管轄

準拠法については、設定される担保権に係る担保契約についてはインドネシア法を準拠法とするものが多いものの、一般的な日本の金融機関との間のクロスボーダーのローン契約については、法的安定性の問題から、インドネシア法を準拠法とすることは少なく、英国法及びニューヨーク州法のほか、日本法を準拠法とすることが多いと考えられる。また、インドネシアは1958年のニューヨーク条約締結国であり、場所的な近接性からシンガポールのSIAC (TMI Associates Newsletter Vol.28「国際紛争解決に関するシンガポールの最新動向」参照)による仲裁を紛争解決手段として用いることも比較的多い。しかしながら、外国仲裁判断をインドネシアで執行する場合、中央ジャカルタ地方裁判所に執行の申立を行う必要がある点に注意を要する(仲裁及び裁判外紛争解決に関する法律1999年第30号(以下、「仲裁法」という。)第65条)。外国仲裁判断は、公序良俗に反しないものに限りインドネシア国内で執行可能とされているため(仲裁法第66条d)、契約内容がインドネシア法上の公序良俗に反しないことに関するリーガルレビューを事前に行うことが重要である。

第5 言語法に関する考察

インドネシアにおいては、2009年に施行された国旗、言語、国章及び国家に関する法律2009年第24号(以下、「言語法」という。)第31条において、インドネシア国内の企業等が当事者となる契約書等を締結するに当たっては、インドネシア語を用いなければならないとされている。一方で、外国当事者が関係する場合には、外国語及び/又は英語で記載することもできると規定されており、外国当事者がインドネシア国内の企業と契約を締結する場合には、インドネシア語においても契約締結しなければならないかどうかについての言語法上の規定は不明確である。したがって、法律施行当初から、実務的には外国語及びインドネシア語の双方で契約を締結する方法、裁判所に訴訟提起する場合において当事者間でインドネシア語にて締結するという合意を契約上予め行っておく方法等がとられていた。ところが、2013年6月20日の西ジャカルタ地方裁判所判決、2014年5月7日のジャカルタ高等裁判所判決、及び2015年8月31日の最高裁判決における判決の3つの判決において、外国語で作成された契約が無効であるとされたため、これらの裁判所の判断を踏まえて、現状インドネシア国内の企業との間においてローン契約及び担保契約を締結す

るに当たっては、英語等の外国語及びインドネシア語双方において契約締結する必要性が高いと思われる。日本とインドネシアの企業間におけるファイナンス関連書類については、英語及びインドネシア語を1つの契約書に左右併記する手法がとられることが比較的多いと思われる。なお、上記の通り、信託担保権を設定するに当たっては、インドネシア語で信託担保権設定証書を締結する必要があることに留意が必要である。

なお、本稿作成に当たっては、インドネシアの Mochtar Karuwin Komar 法律事務所の Lucyana 弁護士及び Oka 弁護士に貴重なアドバイスをいただいた。

以上

弁護士
越元 瑞樹
(1974年生)

Mizuki Koshimoto
直通 / 03-6438-4545
MAIL / mkoshimoto@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャー・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / 船舶ファイナンス / アジア / 国際通商業務 / その他国際法務 / 銀行・証券・保険・信託

【登録、所属】
第二東京弁護士会(2005) / ニューヨーク州(2011)

弁護士
藏田 知彦
(1977年生)

Tomohiko Kurata
直通 / 03-6438-4546
MAIL / tkurata@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
一般企業法務 / 企業合併・買収(M&A) / 紛争解決 / 国際企業取引 / コンプライアンス / 入国管理

【登録、所属】
東京弁護士会(2008)

フィリピン競争法施行規則の解説 —M&A実務に影響する企業結合審査 手続を中心に

— 弁護士 高祖大樹
— 弁護士 團 雅生

第1 フィリピン競争法・同施行規則の制定経緯

フィリピン共和国（以下「フィリピン」といいます。）には、これまで本格的な競争法（日本における独占禁止法に相当するもの）が存在していませんでしたが、長年の議会で議論を経て、ASEAN 経済共同体の発足を控えた 2015 年 7 月、共和国法第 10667 号としてフィリピン競争法（以下「PCA」といいます。）が制定され、同年 8 月 8 日に施行されました。

フィリピン競争法の制定後に予定されていたフィリピン競争委員会（規制当局）（以下「競争委員会」といいます。）の創設及び同法施行規則（以下「PCA 規則」といいます。）の制定は遅れていましたが、2016 年 2 月に競争委員会が発足し、同年 6 月 3 日に PCA 規則が定められ、15 日間の公告期間を経て施行されたことで、PCA の運用体制の基礎が確立しました。

この競争法の下では、①一定の競争阻害行為が禁止されており、フィリピン法人の取引条件・運用実態によっては、その見直しが必要になることや、②フィリピン国外での M&A にも適用がありうることから、実務に与える影響は小さくないと考えられます。

本稿は、PCA に関し、PCA 規則を踏まえ、フィリピンに関係する M&A 実務に直ちに影響を及ぼし得る企業結合規制手続を中心に解説します。

第2 PCAが禁止する行為の概要

PCA は、市場における競争が起業家精神の高揚・投資促進・技術発展・生産性向上を促し、消費者に利益をもたらすとの理念の下で、主として次の 3 つの行為を禁止しています。

- ①競争を阻害する合意（入札談合・価格競争の制限等）⁽¹⁾
- ②支配的地位の濫用（不当廉売・拘束条件付取引・新規事業者の参入制限等）⁽²⁾
- ③競争を阻害する企業結合⁽³⁾

もっとも、PCA は、経過規定として、既に存在する同法違反に当たる行為については、PCA の効力発生時から 2 年以内に解消されれば違反行為として処分・処罰されないとこととして

いるため、競争阻害性のある契約や支配的地位の濫用に当たる実務についての PCA の本格的な執行開始までには約 1 年の猶予があります。この期間は、出資先や取引先等のフィリピン法人の競争法対応についてデューデリジェンス等でチェックを行う好機ともいえるでしょう。

他方、企業結合規制に関しては、PCA 規則の制定前から、暫定措置を定めた通達により、競争委員会への届出が義務付けられていましたが、実質的な審査は行われていませんでした。これは、競争委員会が 2016 年 2 月 12 日と 16 日に発した通達によって、PCA の施行から PCA 規則の施行までの間になされる企業結合については、競争委員会に適式な届出をすることで承認があったものとみなされるとされていたためです。⁽⁴⁾ PCA 規則の施行によってこの暫定措置は効力を失い、以後は PCA 規則所定の具体的な手続により、競争委員会による審査が行われることとなります。したがって、今後フィリピンに関連する M&A を検討する際には PCA・PCA 規則の内容を踏まえた対応が必要となります。

第3 企業結合規制の内容－届出手続を中心に

■ PCA・PCA 規則による企業結合規制

PCA は、「一定の取引分野における競争を実質的に妨げ又は減弱させる M&A 取引」を禁止しています。⁽⁵⁾ ただし、このような取引のうち、①当該取引がもたらす効率性の向上が競争阻害性を上回る場合と、②買収又は合併の対象となる会社等の倒産救済策であって他の選べる手段と比較して最も競争阻害性が少ないものである場合には、例外が認められます。⁽⁶⁾

M&A 取引が競争を阻害するものであるかどうかは、①当該取引により競争が制限される蓋然性、②当該取引によりもたらされる効率性の向上、③当該取引がされた場合とされない場合との競争環境の変化、④関連する市場の構造・関係者の市場における地位等の諸事情等に照らして個別具体的に判断されます。⁽⁷⁾

(1) 「M&A 取引」の意義

規制対象となる「M&A 取引」は「買収」と「合併」とに分かれます。「買収」は、支配権を獲得する目的で会社等の株式等を取得することをいい、「合併」は 2 以上の会社等がひとつの会社等に合一化することをいいます。なお、PCA 規則は、「合併」にはジョイント・ベンチャー（以下「JV」といいます。）を組成することを含むとしているため、JV 組成の際にも届出等の手続の適用があることに注意が必要です（この場合には、JV に出資した会社等を合併側、組成された JV を被合

併側として扱います。⁽⁹⁾。

(2) 適用範囲に関する留意点

PCA はフィリピンにおける流通・産業・商業に直接かつ実質的影響が及ぶことが合理的に予測される場合には、フィリピン国外での取引や行為にも適用されます⁽¹⁰⁾ (域外適用)。これは、M&A 取引に限らず、競争阻害的合意や支配的地位の濫用に関しても同様です。また、後述の届出義務のない小規模の M&A 取引についても域外適用の余地があります。したがって、フィリピン国外で完結する M&A 取引についても、その規模を問わず、場合によっては審査の対象となる可能性があります。

2 届出義務のある M&A 取引の範囲

(1) 届出義務と不遵守の効果

一定以上の規模の M&A 取引を行う当事者は、取引実行前に競争委員会に届出をする義務があります。届出後は、30 日の待機期間 (最長で 90 日まで延長されることがあり、資料提出期限の延期等により期間の進行が止まることもある。) が設定され、この間は取引の実行ができません (審査後に競争委員会の承認がされるか、承認又は不承認の命令がないまま待機期間が経過した場合には、当事者は当該取引を実行することができます)。

届出義務を怠った場合には、当該義務に係る M&A 取引は無効とされ、当事者に「取引の価値」の 1% から 5% の範囲の制裁金が課されます。⁽¹¹⁾

(2) 届出義務が発生する場合について

PCA は、「取引の価値が 10 億ペソを超える」M&A 取引について届出義務があると定めていますが、PCA 規則はこれを具体化して、次のとおり、届出義務が生じる取引の範囲を定めています⁽¹²⁾ (図 1 参照)。

①当事者のいずれかの最終親会社 (親会社であって、どの会社等にも支配されていないもの) の支配下にある会社等が、全体として、フィリピンに関連する年間 10 億ペソを超える売上、又はフィリピン国内に 10 億ペソを超える資産を有している場合であって、かつ、

②次のいずれかに該当する場合

- (i) フィリピン国内の資産取得による M&A 取引
取得対象であるフィリピン国内の資産について、
(ア) その価値の合計が 10 億ペソを超え、又は、
(イ) 当該資産から生じる収入が 10 ペソを超えるとき
- (ii) フィリピン国外の資産取得による M&A 取引
(ア) 買収・合併側の会社等のフィリピン国内における資産の価値の合計が 10 億ペソを超え、かつ、
(イ) 取得される資産によりフィリピン国内で 10 億ペソを超える収入が生じるとき
- (iii) フィリピン国内・国外双方の資産取得による M&A 取引
(ア) 買収・合併側の会社等のフィリピン国内における資産の価値の合計が 10 億ペソを超え、かつ、
(イ) 取得された資産によりフィリピン国内で 10 億ペソを超える収入が生じるとき
- (iv) 株式等の取得による M&A 取引
(ア) 取得対象の会社等及びその支配下の会社等について、フィリピン国内に有する資産が 10 億ペソを超え、又は、フィリピンに関する売上が 10 億ペソを超える場合であって、かつ、
(イ) 取得側が取引後に取得対象の株式等の 35% を超える部分を有することとなるとき (取引前に既に 35% を超えている場合は、取引後に 50% を超えるとき)

3 届出とその後の手続

時系列順に整理すると、届出対象となる M&A 取引に関しては、次のような手続が必要となります (図 2 参照)。

図1 事前届出を要するM&A取引

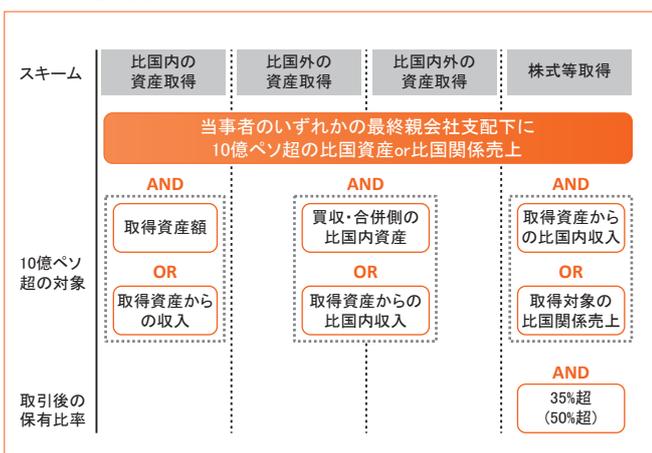
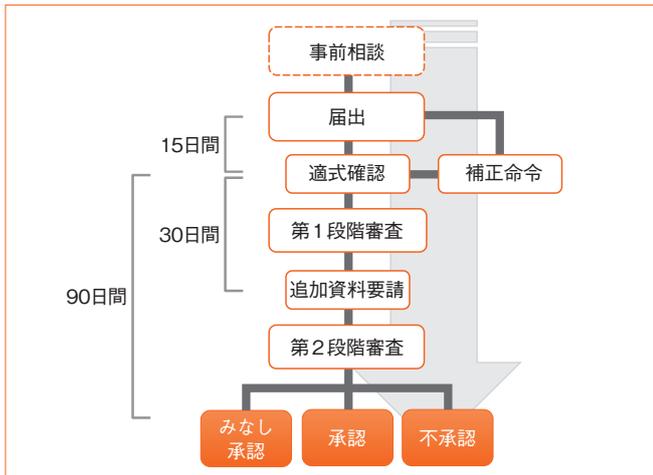


図2 企業結合審査の流れ



(1) 事前相談（任意）

届出義務の対象となる M&A 取引の当事者は、取引の概要についての情報を書面で通知した上で、競争委員会スタッフとの事前相談を要請することができます。当事者は、競争委員会に対して、届出時に必要となる特定の情報についての法的拘束力のない助言を求めすることができます⁽¹⁴⁾。

(2) 届出

届出の義務を負うのは、原則として M&A 取引の当事者です。届出は、競争委員会の定める様式の通知書に当該取引に関する合意書の写しその他各種の資料を添付した上で、当事者の最終親会社の代表者による宣誓供述書を添えて行う必要があります⁽¹⁵⁾。

(3) 競争委員会による審査

ア 形式審査

競争委員会は、届出を受けてから 15 日以内に、届出が関連規定にしたがってなされているかを確認し、不備がある場合には未提出の情報あるいは資料を提出するように通知します⁽¹⁶⁾。

イ 第 1 段階審査

競争委員会は、形式審査の結果届出が適式であると判断したときは、届出をした者にその旨を通知して、第 1 段階審査を開始します。なお、前述の 30 日の待機期間は、この競争委員会の判断がされたときから起算されます⁽¹⁷⁾。したがって、審査終了までのスケジュールには、待機期間に加えて形式審査終了までの最大 15 日間も考慮する必要があります⁽¹⁸⁾。

ウ 第 2 段階審査のための資料等提出要請

競争委員会は、必要と認める場合には、第 1

段階審査の開始から 30 日以内に、当事者に対して第 2 段階審査のために必要な追加の情報・資料の提供を要請することができます⁽¹⁹⁾。

この要請があった場合、待機期間が自動的に 60 日間延長されます。当事者は、原則として 15 日以内に追加の情報・資料を提出する必要があり、提出を怠った場合には届出が失効し手続はやり直しとなります。追加資料の提出に 15 日間以上の期間を要する場合には、当事者の申し出により延長が認められます。この延長期間中には待機期間の経過も進行が止まることになります。

所要期間についてまとめると、届出から競争委員会の結論が出るまでには、最大で 105 日に追加資料の提出期間の延長分を加えた日数がかかることになります。

エ 届出要旨の公開

当事者が追加の情報・資料を提出した後、競争委員会は、取引の当事者・取引の種類・関連する市場・届出の受理日などの情報を自らのウェブサイトで公開することとされています⁽²¹⁾。この時点で、届出対象の M&A 取引の存在が第三者に明らかになります。

オ 決定

競争委員会が届出のあった M&A 取引を承認した場合、当事者は当該取引を実行することができます。この判断は PCA 及び PCA 規則上は最終のものとして争う余地がなくなります。また、競争委員会がなんらの判断をも示さないままで待機期間が経過した場合には、当該 M&A 取引は承認されたものとみなされ、当該取引は実行可能となります⁽²²⁾。

他方、競争委員会が M&A 取引を PCA により禁止されるものと認定した場合には、次のいずれかの命令がなされます⁽²⁴⁾。

- ①取引の実行を禁止する
- ②競争委員会が特定する変更がされない限り、取引の実行を禁止する
- ③競争委員会が特定する法的拘束力のある追加合意がされない限り、取引の実行を禁止する。

カ 情報開示の制限

当事者等が競争委員会に提出した情報のうち、

企業秘密その他機密情報は、審査に際し必要がない限り、第三者に開示されません。また、当事者その他の情報提供者は、競争委員会に対し、理由を付して、提供した情報を秘密とするよう求めることができます（ただし、競争委員会が理由がないと判断した場合には秘密とならず、開示の対象になります⁽²⁵⁾）。

第4 今後のフィリピンビジネスへの影響

PCA 規則が制定されたとはいえ、PCA の運用に関しては、ガイドラインその他参照すべき解釈指針がほとんど存在しないため、未だに明らかでない部分が多く残っています。

しかしながら、前述のとおり、禁止行為の3種類のうち、企業結合規制に関しては、他の2類型に先行して運用が開始されており、PCA 規則において相当程度具体的な手続が定められています。競争委員会も、企業結合審査について積極的に取り組むと予測されます（コラム参照）。

今後は、フィリピン国内への進出の場面においてはもちろん、グローバル M&A 一般においても、PCA 上の届出の要否等の検討が必要となります。また、競争委員会の実務・新たなガイドラインや通達等の制定といった運用上の動向に関しても、引き続き注視する必要があると考えられます。

以上

コラム - 近時の通信事業者間の買収契約への競争委員会の対応

フィリピン国内の携帯電話事業は2つの事業者(PLDT及びGLOBE)により寡占状態にありますが、近時、子会社を通じて携帯電話事業に適する電波の割当を受けている第三の事業者(SMC)が新規参入を計画していました。ところが、PCA規則の発効直前の2016年5月30日、SMCが新規参入を断念し、2大事業者に当該子会社を売却するとの合意が発表されました。当該売却合意にはPCA規則の適用がないため、2大事業者側は、競争委員会通達による暫定措置(本文第2参照)によって、競争委員会への形式的な届出のみにより承認がされたものとみなされ、競争委員会による審査は行われないと解釈していました。ところが、競争委員会は、2016年6月17日付で、本件は国家的利益に関わる問題であるとして、PCAにより付与された権限に基づいてこの取引に対する包括的な審査を行うとの見解を発表しました。2大事業者側は、競争委員会の立場には法的根拠がないとして、控訴裁判所に対して審査の差止めなどを求めています。本事例の行方は、競争委員会が有する企業結合審査に関する裁量の範囲を画することになり得るため、関係者の注目を集めています。

- (1) PCA第14条、PCA規則3-1条
- (2) PCA第15条、PCA規則3-2条
- (3) PCA第20条、PCA規則4-9条
- (4) PCA第53条
- (5) 競争委員会通達16-001号及び16-002号
- (6) PCA第20条、PCA規則4-9条
- (7) PCA第21条、PCA規則4-10条
- (8) PCA規則4-1条
- (9) PCA規則1-2条(k)、4-2条(c)
- (10) PCA第3条、PCA規則1-2条(a)

- (11) PCA第17条
- (12) 1ペソ=約2.2円(2016年6月現在)
- (13) PCA規則4-3条
- (14) PCA規則4-4条
- (15) PCA規則4-5条(a)(b)(c)
- (16) PCA規則4-5条(f)
- (17) PCA規則4-5条(f)
- (18) PCA規則4-5条(g)
- (19) PCA規則4-5条(h)
- (20) PCA規則4-5条(i)
- (21) PCA規則4-7条
- (22) PCA第23条、PCA規則4-12条
- (23) PCA第17条、PCA規則4-5条(n)
- (24) PCA第18条、PCA規則4-6条
- (25) PCA規則4-13条

弁護士
高祖大樹
(1977年生)

Daiki Kouso
直通 / 03-6438-5687
MAIL / dkouso@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

証券化・流動化・REIT / プロジェクト・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / コーポレート・ファイナンス / M&A / 一般企業法務 / 不動産投資 / 開発 / 太陽光発電・その他自然エネルギー / 電気事業 / アジア / 医療 / ヘルスケア / バイオ / 人材・教育・福祉

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2004)

弁護士
團 雅生
(1975年生)

Masao Dan
直通 / 03-6438-4584
MAIL / mdan@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / フランチャイズ / リスクマネジメント / 不正調査 / 商事関連訴訟 / 私的独占・不公正な取引方法 / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 組合対応等 / アジア / 国際通商業務

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2010)

ブラジルにおけるカルテル

— 弁護士 柏 健吾

カルテル調査はブラジルにおいても近年活発化している。本稿では、ブラジルにおけるカルテル手続きの概要について解説する。

第1 競争法及び関連法規

ブラジルにおけるカルテルに関する手続きは、2011 年法 12,529 号（以下「競争法」という）のほか、各種政令、競争当局である Conselho Administrativo de Defesa Economica（以下「CADE」という。）の決定、CADE の内部ルール、ガイドライン等により規定されている。これらはすべて CADE のウェブサイトで確認できるが、そのほとんどはポルトガル語のみである。

第2 カルテル概要

1 カルテルの定義

競争法第 36 条 3 項 1 号において、以下の目的を意図した競争者とのあらゆる形態の合意が違反行為とされている。

商品又はサービスの価格の固定(価格カルテル)
商品又はサービスの生産や販売の限定(数量カルテル)
商品又はサービスに係る既存の又は潜在的な市場の取引先、サプライヤー、地域、期間等の割当による分割(市場の分割カルテル)
公共入札における価格や条件の固定又は入札に参加しないこと(談合)

2 域外適用

ブラジルの競争法も、他国の競争法と同様に効果主義を採用している。すなわち、たとえカルテルがブラジル国外で行われたとしても、当該行為によってブラジル市場に影響があればブラジルの競争法が適用される。そのため、たとえば、アメリカ顧客向け製品の価格について日本で合意したような場合でも、当該製品がアメリカの顧客からブラジルに輸出されたような場合にはブラジルの競争法が適用される。

そして、かかる影響は潜在的なもので足りるとされているため、ブラジルの市場に実際に影響があったことの立証は不要で、何らかの影響があったということさえ立証されればカルテルがあったと認定される。したがって、上記の例で言えば、カルテルの対象となった製品がブラジルに輸出されたという事実

が立証されればカルテルと認定されることになる。

3 罰則

カルテルを行った場合、法人又はカルテルに関与した個人に対して以下の罰則又は責任が生じる。

行政罰	課徴金	法人：行政手続きが開始された年の前年の違反行為の対象となった市場における総売上高(グループ会社の売上を含む)の0.1%から20%。 個人：(故意過失が立証されれば)法人に科された課徴金の1%から20%
	その他	違反行為の程度によって、以下などの罰則が課せられる。 ・一般紙での違反事実の公表 ・公的金融機関との契約の禁止、公共入札への参加禁止
民事上の責任	カルテルにより損害を受けた者から損害賠償請求を受ける。 検察庁によりクラスアクションを提起される可能性もある。	
刑事罰	2年以上5年以下の懲役及び罰金(個人のみ)	

なお、カルテルの場合、行政罰である課徴金については、総売上高の 15%前後となることが多い。

カルテルに関するクラスアクションはブラジルではまだ一般的ではないものの、最近になって初めてカルテルに関してクラスアクションが提起された。そのため、今後は増加する可能性がある。

第3 カルテル手続きの概要

カルテルに関する行政手続きは、全被告が CADE からの通知書を受領して初めて開始される。国際カルテルの場合は、全被告が通知書を受領するまでに相当の時間がかかることが多く、開始までに数年かかることもある。全被告が通知書を受領した場合、CADE は行政手続きが開始されたことを公表する。被告は、当該公表から 30 日（各被告の弁護士が異なる場合は 60 日）以内に答弁書を提出する。CADE の総監督局 (Superintendência Geral) という部門が被告が提出した証拠等に従い事実調査を行う。総監督局は、事実調査の結果に従い、CADE の審判機関に移送する。総監督局の調査を踏まえて、CADE の審判機関が必要な措置（課徴金の支払いなど）を命じる。

行政手続きが終了するまでには通常数年かかる。行政手続きによる審判に対しては、裁判所に控訴することが可能である。

第4 リニエンシー契約

1 要件

リニエンシー契約を締結するためには以下の要件を満たす必要がある。

最初の通報者であること
違反行為を中止すること
申立人の情報提供により、カルテルに参加したその他の者が特定され、かつ、違反事実が立証されること
申請時にCADEが有罪判決を得るための十分な証拠を持っていないこと
カルテルへの関与を認め、かつ、当該事実に関する調査に協力すること

リニエンシー契約には、カルテルへの参加の自認、CADEの調査への協力義務、その他のカルテル参加者の名前等が記載されるとともに、HISTÓRICO DA CONDUTAという書面が添付される。申立人は、HISTÓRICO DA CONDUTAにおいて、カルテル参加者やカルテルに関する事実の詳細等を記載し、かつ、これらに関する証拠を添付する必要がある。HISTÓRICO DA CONDUTAの内容が不十分であるとリニエンシー契約の締結を拒否されることがある。

なお、リニエンシー契約の交渉は非公開で行われる。また、リニエンシー契約の締結に至らない場合、リニエンシー申請者が提出した書類はすべて申請者に返却され、かつ、行政手続きにおいて、申請者が当該事実を自認したとは取り扱われない。また、リニエンシー申請をしたが証拠不十分などでリニエンシー契約を締結できない場合でも、CADEから将来的な調査対象とはしない旨のレターを作成してもらうことも可能である。

② 効果

申請時にCADEが当該事実を把握していない場合、課徴金の支払いが免除され、かつ、刑事責任も免責される。仮にCADEが当該事実を把握していた場合でも、課徴金の3分の1から3分の2の軽減を得ることができ、かつ、刑事責任も免責される。ただし、民事上の責任は免責されないため、リニエンシー契約を締結することにより、損害賠償請求などの民事上の訴訟において不利になる可能性があることに留意する必要がある。

なお、グループ会社及び役職員も併せてサインすることで同様の効果を得られる。

③ アムネ스티プラス

ブラジルの競争法においても、いわゆるアムネ스티プラス制度がある。アムネ스티プラスとは、あるカルテル(カルテルA)を自主申告したところ、その事実については先に申告した企業がいることから免責を受けられない場合において、CADEがいまだ把握していない別のカルテル(カルテルB)を申告することができれば、カルテルBについては一番に申告したということで免責を受けられるとともに、カルテルAについても課徴金の3分の1の減額を受けられる制度である。

第5 TCC

上述のとおり、リニエンシー契約を締結できるのは最初の通報者のみであるが、ブラジルの競争法においては、リニエンシー契約とは別に、Termo de Compromisso de Cessação(以下「TCC」という)という制度がある。TCCは、リニエンシー契約とはほぼ同様の制度であり、カルテルへの参加の自認及びCADEへの調査協力を条件に課徴金の割引を受けられる制度である。割引率は、第1位交渉権取得者は30%から50%、第2位交渉権取得者は25%から40%、第3位以降の交渉権取得者は25%以下、行政手続きがCADEの審判手続きに移行した後にTCCの申請をした場合には15%以下となっている。

TCCは大きく分けて2つの種類がある。1つは行政手続きにおいて被告となっている法人又は個人のみが締結するもので、もう1つは、グループ会社及びグループ会社の役職員(退職者含む)をまとめて対象にするものである。後者の場合、課徴金の10%を追加で支払う必要があるが、グループ会社及びグループ会社の役職員(退職者含む)についても、当該会社及び個人の特定を行うことなしに、行政手続きから免責を受けられる。後者の方法はリニエンシー契約にはない形式である。

TCCには、カルテルへの参加の自認、課徴金の支払い、CADEの調査への協力義務、TCCに違反した場合の違約金の支払い等が定められる。また、リニエンシー契約と同様にHISTÓRICO DA CONDUTAが添付される。

割引率は、どのような情報をCADEに提供したか、いつ申請を行ったか等によって決定されるが、CADEはガイドラインの中で具体的な算定方法を公表している。

なお、TCCの場合は、リニエンシー契約とは異なり刑事責任(個人のみが対象)は免責されない。TCCの締結にはカルテルの事実を認めることが必要になるため、会社がTCCを締結したという事実は、個人の刑事手続きにおいて有罪認定のための証拠として利用される可能性がある。そのため、TCCを締結するに際しては、カルテルに参加した個人との関係を慎重に検討する必要がある。

TCCにおいても、リニエンシー契約と同様にアムネ스티プラスの制度がある。

以上

弁護士
柏 健吾
 (1977年生)

Kengo Kashiwa
 直通 / 03-6438-5647
 MAIL / kashiwa@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

人事制度の構築・運用 / 一般企業法務 / M&A / アライアンス / コーポレートガバナンス / 起業・株式公開支援 / メディア / エンタテインメント / スポーツ / M&A、IPOにおける労務デューデリジェンス / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / その他国際法務 / 人材・教育・福祉

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2003)

フランスにおける職業上目的の移住者に関する規則の改定

— 外国法事務弁護士(フランス法) Davy Le Doussal

2016年3月8日、フランスにおける外国人の権利に関する法律第2016-274号(2016年3月7日)が官報に掲載された(以下、「移民法」と称する)。移民法は、不法滞在移民に対する対策をより実効性のあるものとするを狙いとしているが、同時に外国人をフランスに引き寄せるための措置も含んでいる。移民法の主な改定事項は遅くとも2016年11月1日までに発効される予定だが、日本企業の幹部や従業員が最良の条件の下でフランスに派遣されるため、特に職業上の目的による移住に関する改定事項を予め把握しておくことが重要である。

第1 「才能パスポート(passeport talents)の新設」

CESEDA(外国人の入国、滞在、庇護及び庇護権に関する法典)(以下「CESEDA」)第L313-20号に関し、最長4年を限度とする「才能パスポート(passeport talents)」と記載された新しい滞在許可証が次に挙げる対象者などに交付される(対象カテゴリーは全部で10種類ある)。

- 同一企業間又は同一グループ企業間における任務の一環として来仏し、フランス国外の企業又はグループにおいて勤続期間が最低3か月以上あり、在フランス企業と雇用契約が締結されていることを証明する外国人。
- フランスにおける拠点又は会社において法的代表を務める外国人(当該外国人がフランス国外のグループ会社又は拠点において従業員(salarié)又は会社代表者である場合)

新規の実施条件、特に外国人が証明する報酬額の基準についてはフランス国務院がデクレ(政令)で定める予定である。なお、滞在許可証の有効期限は最長4年で、更新可能である。

フランスに居住していない外国人は、長期滞在ビザ取得後に「才能パスポート」が交付される。他方、すでにフランスに居住している外国人に関しては、在留資格の変更手続きを行うことで「才能パスポート」が交付される。

なお、「才能パスポート」保持者の配偶者については、自身で選択した就労活動を行うことが可能な「才能パスポート(家族)」という滞在許可証を取得することができる。

デクレが定める実施条件の下今回新設されるこの有効期限4年の滞在許可証は、従来の有効期限が3年であった「コンペタンス・エ・タラン」に代わる滞在資格であり、会社の代表としてフランスに一時的に滞在する者にとっては有益な制度となるであろう。

第2 「企業内派遣在籍出向者(salarié détaché ICT: intra-company transfer)用滞在許可証」の新設

同一企業間及び同一グループ間において上級管理職の役職に就くため、又は派遣元である企業が属するグループのフランスにおける拠点又は企業において専門知識を提供するために来仏する外国人には、派遣元企業での最低3か月以上の勤続期間を証明すれば最長3年を上限に就労活動を許可する滞在許可証が新設される。

この滞在許可証の対象となるのは、EU以外の第三国から直接来仏する就労者及びEU加盟国から来仏する就労者である。前者に関しては、グループ内出向の場合に取得できた従来の「企業内転勤(salarié en mission)」に代わるもので、給

与の条件なしに申請が可能になると思われる（従来はフランスの法定最低賃金（SMIC）の1.5倍相当が要求されていた）。後者については、新しい規定において単純に現在の「欧州ブルーカード」に代わるものとなる。

配偶者については、「企業内派遣在籍出向者（salarié détaché ICT）（家族）」と記載された複数年有効の滞在許可証が当然の権利として発行され、就労活動を行うことが可能である。

第3 「企業内研修者ICT (stagiaire ICT: intra-company transfer)」用滞在許可証の新設

CESEDA 第L.313-7-2.1号に従い、管轄行政当局にて査証を受けた研修協定書（Convention de stage）の枠組みで、雇用先である企業が属するグループのフランスにおける拠点や会社において研修を行うために来仏した外国人研修者に対し、当該研修者がその雇用先での勤続期間が最低3か月以上であること、フランス滞在に足る十分な資力があること、そして高等教育修了証書を有していることを証明する場合、当該研修者に対し一時滞在許可証が発行される。

なお、当該研修者の同行家族に対しては、「企業内研修者ICT（家族）」と記載された一時滞在許可証が当然の権利として発行され、この滞在許可証を保持する者は就労活動を行うことが可能である。

この「企業内研修者ICT」滞在許可証は、フランスのパートナー企業に向けて、研修を目的に従業員を派遣することになる企業にとって、その事業分野を問わず有益な制度となってくるであろう。

第4 国際間役務提供に関する派遣規則の改定

期間の定めのない雇用契約に基づき賃労働を行う、または期間の定めのある雇用契約もしくは派遣従業員として賃労働を行うために来仏する外国人に対し、最長1年間の労働許可を与える一時滞在許可証が発行される。前者の滞在許可証には「従業員（Salarié）」の記載が、後者の滞在許可証には「一時労働者（Travailleur temporaire）」の記載がなされる。

この滞在許可証は、労働許可申請の対象となる職業およびその就労が行われる地域が、管轄当局が企業組合や労働者代表らと協議の上作成した「（フランス現地での）人員の採用が容易ではない職業及び地域のリスト」に記載されているものである場合、その雇用状況（現地で人員を採用するのではなく、

国外から従業員が派遣されること）について異議を唱えられることなく、滞在許可申請者に発行される。

今後、フランスの労働局外国人労働課に対し出される通達において、労働許可申請の対象となる業務の専門性についても、雇用状況について異議を唱えられない要因の一つとして規定されるかどうかには注視する必要があるだろう。かかる規定がない場合、日本の企業によるフランスの顧客企業への役務提供は複雑なものになるだろう。

第5 法的概念として『出張』を認める動き

労働法典に新たに盛り込まれたL.5221-2-1号により、デクレにて定められたリストに記載の分野で、3か月以下に相当する期間の賃労働を行うため来仏する外国人については、行政当局の査証を受けた雇用契約書もしくは労働許可証の取得の義務はなくなる。

現状としては、多くの外国人が労働許可申請をせずにフランスに赴いていたとはいえ、それでもなお、一時労働許可証の取得義務はある。

制度の悪用を避けるため、今後も引き続き管轄当局による労働審査は行われるだろう。フランスの代理人指名や事前派遣申告などの従業員の派遣に先立って行うべき手続きがなされていない場合、すぐさま規定違反とみなされる可能性がある。労働許可申請を免れる目的で3か月未満の短期滞在を連続して複数回行っていることが確認された場合、制度の濫用として罰則が適用される可能性もある。

以上の新規定は、2016年11月1日までに発効することになっている。そのため、デクレ、施行に関する通達その他手続きに使用する新書式などについての公式発表に注意し、できる限り申請手続の支障や遅延を来さないよう対応することが重要である。

以上

外国法事務弁護士（フランス法）

Davy Le Doussal

(1975年生)

直通 / 03-6438-5428
MAIL / dledoussal@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

フランス / 一般企業法務 / M&A / アライアンス / コーポレートガバナンス / 起業・株式公開支援 / 消費者関連法 / 著作権 / 特許 / 商標 / 意匠 / メディア / エンタテインメント / スポーツ / IT・通信 / 商事関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / 税務争訟 / 行政訴訟 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 企業結合 / 景品表示法 / 人事制度の構築・運用 / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 出入国関連 / 不動産投資 / 開発 / 建築・建設訴訟 / ブランド / IT・通信 / 銀行・証券・保険・信託 / タックス・プランニング

【登録、所属】

パリ弁護士会(2005) / 東京弁護士会(2008)

EU一般データ保護規則の成立と日本企業の留意点

— 弁護士 村上諭志

第1 はじめに

EUにおいて、EU域内の個人に関する個人情報の収集・処理を規制する一般データ保護規則（General Data Protection Regulation、以下「GDPR」という。）が2016年5月24日に成立し、2018年5月25日から施行されることになる。⁽¹⁾このGDPRは、2012年の欧州委員会からの提案以来、長期間の議論を経て、ようやく成立したものである。このGDPRの成立は、世界中のビジネスにも大きな影響を与えるものであり、グローバル展開をしている日本企業にとっても例外ではないものと思われる。

GDPRの規定する内容は多岐にわたるが、本稿では、紙面の許す限り、GDPRの概要について触れるとともに、日本企業に対する影響について若干の考察をしたい。

第2 現行制度とGDPR下での個人情報保護スキームの違い

現在は、EUにおいては、1995年データ保護指令（95/46/EC）（以下「現行指令」という。）が存在していたが、同指令は、国内法的効力を有しないため、EU各国が同指令の内容に従う形で国内法を定めている。したがって、現在は、EU各国においては個人情報保護の仕組みは、概ね似通っているものの細かい部分で国ごとに異なる規定となっており、各国法を遵守するためには国ごとの規制の調査が必要であり、煩雑であった。しかしながら、GDPRは、EU各国において直接法律として効力を有するものであるため、GDPR施行後は、EU各国の規制は統一されることになり、この点は、企業にとって歓迎してよいと思われる。

第3 定義等

GDPRにおいて、個人データとは、識別された、又は識別されうる自然人に関する情報であるとされており、識別されうる者とは、とりわけ、氏名、個人識別番号、位置データ、オンライン識別子、又は身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに特有な1つ以上の要素を参照することによって、直接又は間接に識別することがで

きる者をいうとされている（4条1号）。この概念は、現行指令とそれほど変わっていないが、位置データやオンライン識別子（IPアドレスやクッキーが考えられる。）が個人データとして文言上追加されている点に特徴がある。

また、特別なカテゴリーの個人データ（いわゆるセンシティブ情報）は、原則として取得してはならないこととされ、通常の個人データと比較して厳格な取扱いが求められるが、当該情報類型には、遺伝子データや生体認証データも含まれている（9条）。

第4 域外適用

日本企業にとってもっとも重要な規定が域外適用に関する規定である。

GDPRは、原則として、EU域内において拠点を有する管理者（controller）又は取扱者（processor）の活動に関連して行われる個人データの取り扱いに適用されるが（3条1項）、以下のいずれかに該当する場合には、EU域内に管理者又は取扱者の事業所がない場合であっても域外適用されることとされている。

- ① EU域外に拠点を有する管理者又は取扱者によるEU域内に居住する本人に対する商品やサービスの提供に関して個人データを取り扱う場合(3条2項(a))
- ② EU域外に拠点を有する管理者又は取扱者がEU域内に居住する本人のEU域内における行動の監視に関して個人データを取り扱う場合(3条2項(b))

この点、①の該当性判断にあたっては、企業がEU域内の個人に商品やサービスを提供することを意図しているかが重要であり、単にEU域内の個人がウェブサイトアクセスできるだけでは、EU域内の個人に商品やサービスを提供していることにはならない。EU域内の国の言語や通貨により商品・サービスの提供を受けられることや、EU域内の顧客について言及している等の複数の要素の総合判断によって決まることとされる（前文23項）。

また、②の該当性判断にあたっては、個人に関する決定を行い、又は個人の嗜好、行動及び態度を分析・予測する目的でプロファイリングする等、個人をインターネット上で追跡しているかが重要であるとされる（前文24項）

また、上記3条2項に基づき、GDPRが域外適用される場合には、その管理者又は取扱者は、原則として、EU域内における代理人を指名しなければならない（27条）。

第5 データ取り扱いの原則と説明責任

GDPRにおいては、個人データ取り扱いの原則として以下

の原則が定められており、さらに、説明責任の原則が追加された。これにより、企業は、これらの原則の遵守について立証する責任を負うことになる（5条2項）。

個人データ取扱原則

- | |
|--|
| ① 適法、公平、かつ透明性のある方法で取り扱うこと |
| ② 特定の、明確かつ適法な目的で収集され、それらの目的でのみ取り扱うこと |
| ③ 取扱いの目的が適切で関連性があり必要最小限に限定されていること |
| ④ 正確かつ最新であること、不正確な個人データは遅滞なく削除又は訂正すること |
| ⑤ 取扱いの目的に必要な期間以上、本人を識別可能な状態で保管しないこと |
| ⑥ 個人データの適切なセキュリティが確保される方法で取り扱うこと |

なお、現行指令に基づくEU各国法の下では、個人データ取扱いに関して、各国の当局に登録が求められる場合があったが、GDPRにおいては、登録は要求されておらず、代わりにデータ取扱いに関する所定の項目についての記録作成・保存義務が規定されている（30条）。

第6 セキュリティ

GDPRは、企業が個人データの漏えいを認識した場合、認識から72時間以内に、影響のある本人の数、個人データの項目等を含む漏えい事故の詳細、連絡先、考えられる影響、影響を緩和するための方策を含む対応策等を当局に通知しなければならないと定めている（33条、34条）。したがって、今まで以上に漏洩時の迅速な初動対応が求められることになる。

また、GDPRにおいては、データ保護影響評価の実施が求められたり（35条）、データ保護オフィサーの選任が求められる場合もある（37条）。

第7 取扱者の義務

現行指令においては、規制を受ける主体は、主に個人データの取扱いの目的と手段を決定する管理者であり、管理者の代わりにデータを取り扱う取扱者（典型的には、個人データの取扱いの委託先が想定される。）は、法律上の直接の義務主体とされていなかった。GDPRにおいては、このような取扱者についても、データ取扱いに関する記録作成・保存義務（30条）、セキュリティの安全管理措置義務（32条）、漏えい時の管理者に対する通知義務（33条2項）、域外移転の原則禁止（46条）等に関して、直接義務を課す規定が追加されている。

第8 域外移転

EUでのビジネスを行う日本企業にとって、現行指令の中でもっとも影響のあった規制が域外移転規制である。現行指令は、十分なレベルの保護措置を確保していない第三国への個人データ移転を原則として禁止している。この点、日本は、現時点において、欧州委員会から十分なレベルの保護措置を有していると認められていないことから、EUから日本への個人データ移転は原則として禁止されており、移転が許容されるための措置を講じる必要がある。この措置の中でよく利用されているのが、Standard Contractual Clauses（標準契約条項、SCC）と言われる契約をEU域内からデータを輸出する者とEU域外でデータを輸入する者との間で締結する手法であった。この基本的な枠組みは、GDPRにおいても維持されており、SCCを締結する手法は依然として有効であるが、その他の方法が追加されている。

まず、グループ企業間でデータ移転に関する企業方針を定める内部行動規範を定める手法であるBinding Corporate Rules（拘束的企業準則、BCR）がGDPRに明文化され、データ保護当局の承認を得たBCRを導入している場合には、個人データの域外移転が可能とされる（47条）。現行指令下においても、BCRの手続は存在したが、必要とされる承認手続のルールが各国で異なり承認取得が煩雑であったことから、あまり利用されていなかったが、GDPRにおいては主たる監督機関がGDPRによる統一的なルールのもとで承認することになり、その利用促進が期待されている。また、当局に承認された行動規範を遵守している企業（46条2項e、40条）や、適切な安全管理措置を受けていることの認証を受けた企業に対する移転を許容する制度（46条2項f、42条）も新設され、注目されている。もっとも、これらの制度の運用については、その利便性等についてまだ不透明であるので、当面は、従前のSCCを締結することによる域外移転の仕組みが引き続き利用されるものと予想される。

第9 本人の権利

GDPRは、本人に、以下の権利を認めている（※はGDPRにおいて新設された権利）。

アクセス権(15条)	自己の個人データに関する所定の情報を取得できる権利
訂正権(16条)	不正確な個人データを訂正する権利
削除権、忘れられる権利(17条)※	管理者に自己の個人データの削除を求める権利、及び、管理者が自己の個人データを他者に公開している場合に当該開示先に対して削除要請を通知するよう管理者に求める権利
データポータビリティに関する権利(20条)※	自己の個人データについて管理者から電子的共通フォーマットで受け取る権利及び第三者に移動させる権利
異議申立権(21条)	自己の個人データの取扱いについて異議を述べる権利
自動処理決定の制限(22条)	プロファイリングを含む、個人への法的効果又は重大な影響をもたらす自動決定に基づく決定に服さない権利

第10 制裁

GDPR の大きな特徴として挙げられるのが、違反に対する強力な制裁である。GDPR のもとでは、違反する項目によって、最大で、①企業の全世界年間売上高の 2% 以下又は 1000 万ユーロ以下のいずれか高い方、②企業の全世界年間売上高の 4% 以下又は 2000 万ユーロ以下のいずれか高い方の制裁金が課せられることになる (83 条)。

第11 日本企業への影響

日本においても昨年の 9 月に個人情報保護法が改正され、来年の 9 月までには改正法が全面施行されることになる (現時点では施行日は未定)。この改正法は、諸外国の個人情報保護法制とのハーモナイゼーション、特に、EU における充分性認定の取得を視野に検討されていることから、GDPR との共通点もあるものの、やはり GDPR の規制は、前述の通り日本法

とは大きく異なると言わざるを得ない。特に、EU の消費者に対してサービスを提供している日本企業にとっては、GDPR が域外適用される可能性があるため、GDPR への対応を検討する必要がある。そのためには、まずは、自社の個人データの取り扱いの態様を確認し、GDPR の適用可能性を検討した上で、適用があると考えられる場合には、GDPR 遵守のために一つ一つ体制を構築していく必要がある。日本の改正法対応と相まって、少なくとも 2018 年までは個人情報保護法対応は企業の大きなトピックになるものと思われる。

以上

- (1) http://ec.europa.eu/justice/data-protection/reform/files/regulation_oj_en.pdf
- (2) いずれの規制も典型的にプライバシー侵害のリスクが高い一定の場合に限定されているため、すべての企業に要求されているわけではない。
- (3) 忘れられる権利は、削除権として現行指令においても認められていたが、GDPR においては、“Right to be forgotten”との用語が明記され、権利の内容が再構成された。なお、日本では、検索結果の削除に関して忘れられる権利の用語が用いられるが、GDPR 上の権利は、そのような場合に限定されていない。
- (4) ここにいうプロファイリングとは、個人を評価するための自動処理手段、特に、業績、経済状況、健康、個人的嗜好、興味、信頼性、行動、位置、移動などを分析又は予測するための自動処理をいう(4条4号)。

弁護士
村上諭志
(1981年生)

Satoshi Murakami
直通 / 03-6438-5415
MAIL / smurakami@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / 商標 / 著作権 / メディア / エンタテインメント / スポーツ / IT・通信 / 知財訴訟・審判 / IT・通信 / 消費者関連法 / 不正競争 / 景品表示法 / その他国際法務 / エマージング・カンパニー

【登録、所属】

東京弁護士会(2007) / ニューヨーク州(2014)

TPP協定と著作権法改正

— 弁護士 小坂準記

第1 TPP協定とは

TPP協定は、アジア太平洋地域 12 国が参加する包括的な経済連携協定であり、平成 28 年 2 月 4 日に協定文書に署名がなされました。TPP 協定によって、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化が促進され、アジア太平洋地域の市場の活性化につながるとされています。著作権を含む知的財産権についても、TPP 協定の一部として検討がなされており、今般の改正法案提出へとつながっています。

改正案⁽²⁾は、2016 年 3 月 8 日に国会に提出され、審議されましたが、継続審議となり次期臨時会にて引き続き審議がなされる見込みです。

TPP 協定の交渉中は、ネット上でも保護期間の延長や非親告罪などは特に様々な議論がなされていたところですが、改正法案の内容としては、そうした議論も踏まえた上で、“着地点”を見出した内容になっているように思います。

第2 著作物等の保護期間の延長

これまで著作権法上の保護期間は、原則著作者の死後 50 年とされていましたが、改正案では著作者の死後 70 年となりました。その他の延長も含め、以下のとおり、変更されます。

種類	現行法	改正案
著作物	原則	著作者の死後50年
	無名・変名	公表後50年
	団体名義	公表後50年
	映画	公表後70年(※)
実演	実演が行われた後50年	実演が行われた後70年
レコード	レコードの発行後50年	レコードの発行後70年

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要(著作権法関係)より引用

映画の著作物の保護期間は、すでに公表後 70 年とされていますので(著作権法 54 条第 1 項)、すでに TPP 協定上の義務を果たしているという整理がなされています。

なお、放送事業者等の権利の保護期間については、TPP 協定上定めがないこと、諸外国においても多くが 50 年としていることなどから 70 年に延長することについては見送られています(著作権法 101 条第 2 項第 3 号、第 4 号)。

また、戦時加算の解消については、今般の TPP 協定の交渉において、戦時加算の解消に向けて、日本と TPP 交渉参加国のうち戦時加算対象国との調整がなされましたが、残念ながら、戦時加算の解消は実現しませんでした。

第3 非親告罪化

非親告罪化については、被害者である権利者の告訴なく検察官が起訴できることによって、コミケをはじめとする二次創作に多大な影響があるのではないかと、懸念がネット上でも示されていました。

改正案は、以下のすべての要件を満たす場合に限り、親告罪から非親告罪の対象とするとしています。

- (1) 対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
- (2) 有償で公衆に提供又は提示されている著作物等(有償著作物等)について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
- (3) 有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されること

具体的な例として、政府は、販売中の漫画や小説本の本海賊版を販売する行為や映画の本海賊版をネット配信する行為を非親告罪の対象となることを明示し、漫画等の同人誌をコミケで販売する行為やパロディをブログに投稿する行為は親告罪のままである旨明記しています。

国会において、安倍総理が二次創作、同人誌は非親告罪の対象外と答弁を行ったことも考慮すると、これらについて非親告罪として取り扱う運用はおおよそ考えられないと思いますので、改正案によれば、懸念されていたコミケやパロディへの影響は、極めて限定的であると思います。

第4 アクセスコントロールの回避等に関する措置

■ 改正案の全貌

改正案は、新たに「技術的利用制限手段」という定義を以下のように設けています。

電磁的方法により、著作物等の視聴(プログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において利用する行為を含む。以下この号及び第113条第3項において同じ。)を制限する手段(著作権者、出版権者又は著作隣接権者(以下「著作権者等」という。)の意思に基づくことなく用いられるものを除く。)であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

これまでの「技術的保護手段」の定義もそうですが、一読して理解できる人がいたら天才です。「若しくは」が、8回登場しています。条文を作成するという作業は、苦痛と悩みを伴う作業であり、私が作成してもこのような条文になったのかもしれませんが、とても難解な条文です。ざっくりとしますが、少し噛み砕いてみましょう。

- (1) 電磁的方法により、著作物等の視聴を制限する手段であって、
- (2) 著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を音・映像とともに記録媒体に記録・送信する方式(信号付加型)
- (3) 又は当該機器が特定の変換を必要とするよう音・映像を変換して記録媒体に記録・送信する方式(暗号型)

こうしてみると「信号付加型」と「暗号型」の2つの方式を含む概念として定義されたのが「技術的利用制限手段」であることがわかると思います。

2 不正競争防止法との比較

この条文、実は不正競争防止法2条7項で定義されている「技術的制限手段」と似ています（不競法の方が「若しくは」が少ないです。）不正競争防止法では「技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置」等を譲渡したりする行為が不正競争行為として違法になるとされていますが、著作権法では、装置等の譲渡に限らず、単純に回避する行為も侵害とみなされるとされています。

そのため、いわゆるマジコンと言われるゲーム機本体にセキュリティを施すとともに、正規のゲームソフトにそのセキュリティに適合する信号を付し、その信号によりゲームを起動させる技術を回避する行為（信号付加型）や、不正B-CASカードが問題となっている放送番組のスクランブルを解除する機器等を用いて、スクランブルを解除して有料放送を視聴する行為（暗号型）は、著作権法上も侵害になり得ることになります。

3 侵害かどうかは個別判断？

ただ、必ずしもすべての回避行為が著作権侵害とみなされるわけではなく、「技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合」(著作権法113条第3項)は、侵害とみなされません。

そして、この「目的上正当な範囲内」というのがどのような範囲なのかは解釈に幅のある文言ですので、個別具体的な事案ごとに侵害かどうか判断されることにならうかと思えます。

第5 配信音源と二次使用料

1 配信限定のデジタルシングル時代

最近では、CDでは販売せず、配信限定で販売されているものが増えてきています。例えば、最近では、福山雅治さんの「何度でも花が咲くように私を生きよう」は、デジタルシングルとして配信だけの販売でした。最初は、とうとうCDが売れなくなってきて福山さんですらCDで販売できない時代が来たのか、と勘繰ってしまいましたが、「何度でも花が咲くように私を生きよう」の売上は好調だったようで、あえてCDでは販売しないという戦略的な取り組みの一つということだったのでしょう。

2 商業用レコードの定義

こうした配信限定音源は、著作権法上の「商業用レコード」(著作権法第2条第1項第7号)に該当しません。すなわち、商業用レコードは、「複製物」と書いてありますので有体物を指しています。そのため、CDとか録音テープ、オルゴールなどは該当しますが、配信限定のデジタルシングルが保存されているサーバーはこれには該当しないことになります。

以上のようにデジタルシングルは、著作権法上の「レコード」に該当するものの「商業用レコード」に該当しないと整理されます。

3 配信音源の二次使用料に対する使用料請求権の付与

著作権法上、商業用レコードについては、文化庁長官が指定する団体（ここでは芸団協とレコード協会）が、放送事業者・有線放送事業者に対し、二次使用料を請求することができることとされています（著作権法第95条、同第97条）。

他方、商業用レコードではない配信限定音源については、二次使用料を請求することができないという不均衡が生じていました。

改正案では、こうした不均衡が是正され、配信限定音源であっても二次使用料が請求できるようになったということになります。今後は、芸団協、レコード協会を中心に関係当事者と協議の上、どのような徴収の仕組みとするのか議論されるのではないのでしょうか。

第6 法定損害賠償

TPP協定の交渉の終盤になってにわかに議論が盛んになった法定損害賠償制度の導入ですが、結局は、以下のような形に落ち着きました。

侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額(複数ある場合は最も高い額)を損害額として賠償を請求することができる(著作権法第114条第4項)

色々な紆余曲折を経て、このような条文になったものと推察

されますが、実務的には、これまでも訴訟で同様の主張を原告は行っており、それが裁判所において認められないということは少なくとも私の記憶ではないので、改正案は確認的な規定に留まる性質のものではないかと感じています。

このような形で、法定損害賠償制度導入論も決着がつく見込みですので、実務的には改正案は、さしてインパクトがあるわけではないように思います。

第7 施行日

実は、TPP 協定に伴う著作権法改正において、重要なのは以外にも施行日だったりします。通常の法改正ですと、法案成立の翌年1月1日施行というのが多いのですが、今回は「TPP 協定が日本国において効力を生ずる日」を施行日としています。これは、TPP 協定の締結に伴う改正事項が、国際的な制度標準となることが考慮された事項であることや、日本だけ先行して施行することに利用者団体から強い懸念が示されたためです。

では、TPP 協定は、いつ発行するのでしょうか。TPP 協定の発効については、2段階に分けて整理されています。

- (1) 全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者⁽⁴⁾に通報した日の後60日で発効する。
- (2) 仮に、署名後2年以内に全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報しなかった場合には原署名国の2013年のGDPの合計の少なくとも85パーセントを占める、少なくとも6か国が国内法上の手続を完了した旨を通報することで発効⁽⁵⁾する

このように、例外はあるものの原則としてすべての署名国による国内法上の手続きの完了を要求しています。

したがって、TPP 発行前に著作物の保護期間が満了してしまえば、改正法案の文言上は70年に延長されるはずだったにも拘わらず、保護期間延長の恩恵を受けることができないことになり、配信音源の二次使用に対する使用料請求権も改正法が施行されてからでないと行使できないことになります。

最悪の場合、米国の選挙動向など国際情勢によっては、改正法案が施行されないということも理論上はあり得るので注意が必要です。

以上

ともに再生することを目的とするものを除く。)をいうと定義されています。

- (4) 「寄託者」とは、ニュージーランド政府を指します。
- (5) 署名後2年以内に上記85パーセント、6か国の要件が満たされる場合には署名後2年間の満了後60日で、署名後2年以内に同要件が満たされない場合には同要件が満たされた日の後60日で、それぞれ発効します。

弁護士 /
元文化庁長官官房著作権課著作権調査官
小坂 準記
(1981年生)
Junki Kosaka
直通 / 03-6438-5367
MAIL / jkosaka@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】
IT・通信 / メディア / エンタテインメント / スポーツ / 意匠 / 商標 / 特許 / ブランド / 知財訴訟・審判 / 著作権 / 一般企業法務 / 知財トランザクション / 知財戦略支援

【登録、所属】
東京弁護士会(2008) / 著作権法学会 / 日本スポーツ法学会 / NPO法人エンタテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク / 「知的財産管理技能検定」技能検定委員

(1) シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本の12か国。
(2) 新旧対照表: <http://www.cas.go.jp/jp/houan/160308/siryou4.pdf>。著作権法は、本文頁番号で108頁以下、PDFの頁番号で109頁以下となります。
(3) 著作権法上、「商業用レコード」とは、市販の目的をもって製作されるレコードの複製物をいい、「レコード」とは、蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの(音を専ら影像と

ロボット法について(2)

— 弁護士 波多江崇

第3 各論(承前)

Newsletter vol.26 では、ロボットの本質的要素や、ロボットに関する基本理念、ロボットと倫理問題について触れた。本号では、ロボットが提示する法律問題として現状議論されている、あるいは想定され得る各論的な問題を、責任の分配、プライバシーの問題を中心に簡単に取り上げたい。本稿は、個別の問題につき結論を追求するものではない。意見にわたる部分は筆者の私見である。

■ 責任の分配⁽¹⁾

2016年4月1日開催の We Robot2016⁽²⁾ では、2013年時点のアンケートの結果として、We Robot 参加者の最も関心の高いロボットと法に関する問題が、ロボットによる問題行動があった場合の法的責任の所在と考え方であることが示された⁽³⁾。ロボットの Emergent な言動によって生じた損害を誰にどのように帰責するかという問題である。

例えば、ショッピングモールが所有する警備用ロボットが、モール内において、買い物中の幼児 A を認知できず、誤ってぶつかってしまい、その後信じがたいことに繰り返し幼児に激しく衝突し、幼児がロボットの躯体との衝突と転倒により擦り傷等の軽傷を負ったという事例を考える⁽⁴⁾。幼児は、生じた損害につき、誰に対して損害賠償ができるだろうか、それともできないだろうか。

ショッピングモールに対しては、民法の不法行為に基づく損害賠償請求を行うことが考えられるが、ロボットの誤作動が、当時の技術水準に照らして、真に全く予測できないと認定された場合には、予見可能性がないとの理由で、ショッピングモールの過失の主張は認められない可能性が高い。

製造事業者に対しては、製造物責任法に基づく損害賠償請求も考えられる⁽⁵⁾。製造物責任法に基づく請求をするためには、請求者は、ロボットの欠陥、及びこれと損害との因果関係を立証する必要がある。一般に過失の立証よりは容易かもしれないが、ロボットが様々なソフトウェアにより制御されており、かつ、ネットワーク化していることも踏まえると、欠陥及び因果関係の立証には一般的にはやはり困難が伴うことが想定される⁽⁶⁾。

以上と異なり、自動運転車による交通事故の場合には、自賠法3条に基づく損害賠償請求がオプションとして加わる。

例えば、ハンドルやブレーキペダルのないいわゆるレベル

4の完全自動運転車が、停止した状態から、ウインカーを点滅させ、左車線に移動しようとした際、左後方から人間の運転によるバスが接近していたが、完全自動運転車を制御するAIが、このバスの速度が若干落ちたために道を譲ってくれると誤って判断して左車線に入ったところ、後ろから直進してきたそのバスと接触して乗客が転倒し負傷した、という事例を考える⁽⁷⁾。事故の一方当事者が完全自動運転車のこのケースで、バスに生じた損害は、誰が賠償する責任を負うだろうか。

ハンドルやブレーキペダルがない、つまり、自動車を停止させる手段を持たない自動運転車の搭乗者に過失に基づく責任を負わせることは難しいだろう。法は不可能を強いることはできない(結果回避可能性がない)からだ。

それでは自動車の所有者はどうか。所有者に対しても、現行法下では、過失原理に基づく損害賠償責任を導くことは難しいと思われるが、人身事故のケースに限っては、自賠法3条に基づく運行供用者の責任を追及できる可能性が高いと思われる⁽⁸⁾。

以上のほか、自動運転車に関しては、ネットワークや通信の不具合による事故が生じた場合はどうか。完全自動運転車どうしの事故だった場合、過失相殺はどのように判断されるべきかなど、問題は多いが、こうして検討してみるとロボットによる事故に関する損害賠償請求について、一般的な問題点として認識されるのは、① Emergent な性質により、過失が認められにくい、② 複数のソフトウェアにより制御されており、かつ、ネットワークとつながっているため、欠陥や因果関係の立証に困難が伴いやすい⁽⁹⁾、③ その結果、被害者の救済が後退するおそれがあるという点だと思われる。

それでは、ロボットによる事故の責任の分担に関して、どのように対処していくべきだろうか。

2016年4月7日、警察庁は、自動走行の制度的課題等に関する調査研究報告書を公表した。そこでは、今後の自動運転走行実験及び最終的な自動運転車の普及を見据え、法律上・運用上の課題が整理されているほか、公道実証実験のためのガイドライン案が示されている。これは、日本における自動運転車の普及の準備として重要な一つのステップだといえるが、法的な責任については、いわゆるレベル3⁽¹⁰⁾までの自動運転では、「民事・刑事上の責任に関しては、現状のとおり故意または過失が判断されることになる」と説明され、被害者の立証の困難性・補償の遅れの危険に言及されている程度である。完全自動運転車によって生じる新たな法的な責任に関する問題については、具体的な方向性が示されているとはいえない。

現行法を前提にすると、裁判所による立証責任の緩和や、過失原理に基づかない特殊な法理（例えば、民法 717 条の工作物責任⁽¹²⁾や 718 条の動物占有者の責任）又はこれらの類推適用に基づく処理が考えられる。また、強制保険である自賠責保険と連動した自賠法 3 条の運行供用者の責任の仕組みは、ロボットに持ち込むことができる余地があり得る。インターネット法の分野では、名誉棄損等の表現行為の被害者の救済と表現の自由の確保等の目的で、情報流通の媒介者を一定の要件下で免責すること等を内容とするプロバイダ責任制限法が新たに施行されたが、このような特有の新法による対処法も検討されるかもしれない⁽¹⁵⁾。

このように、責任の分担に関しては、そもそも現行の法体系内で対応すべきか、それとも新たな法令が必要か、といったそもそもの点から見解の相違がある。

2 プライバシー

ロボットによって生じるプライバシーの問題の背景として、ロボットの、可動性、情報収集の継続性という性質が挙げられる。

前者については、ドローンを考えて分かりやすい。航空法では、平成 27 年 12 月より、一定の重量以上のドローンにつき、国土交通省航空局に対する事前の許可・承認が必要とされているが、これは主として安全確保の趣旨に基づく規制だと考えられる。これに対し、例えば、ドローンが上空から私人の敷地内又はマンションの居室内の映像を撮影等する行為については、各都道府県の迷惑防止条例等の条例は別論、直接的に規制する法令はないと思われ、現状、総務省の「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドラインが存在する程度である。現行法下でも、ゲーグルストリートビュー判決⁽¹⁶⁾によれば、高層マンションの居室内をドローンを用いて撮影したり、壁や垣根を超えて私有地上空にカメラ付きドローンを飛行させたりした場合には、社会生活上の受忍の限度を超えて不法行為が成立する可能性があるほか、ドローンを用いた捜査が令状を要する強制捜査かといった問題点があると考えられるが、やはり新しい法令による規制又は明確化が必要だろう⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。千葉市で今年の 4 月から実施されている、ドローンによる宅配サービスの実証実験からも、規制の必要性が浮かび上がるかもしれない。

また、プライバシー又は個人情報の保護に関しては、例えば家庭用ロボットや自動運転車等が、24 時間個人情報を取得し続ける、あるいは居室内の情報をくまなく取得し得るのに関して、ロボットの普及を妨げない方法で、どのように個人情報の取得につき同意を得たり、利用目的の通知をしたりできるかという問題がある。この点については、基本的に現在の法

規制の延長線上で議論できそうであるが、個別の問題への対処は容易ではない⁽²⁰⁾。

3 その他の問題

以上のほかにも、ロボットや人工知能が提示する法的な問題は、多岐にわたる。

まず、「人と物」に関わる問題である。現行法体系は、人と物（動物を含む）を厳然と区別する前提に立っているが、認知科学又は社会学の観点から、人間を模し、一定の Emergent な行動を行うソーシャル・ロボットに関しては、物に対するのとは明らかに異なる受け止め方が我々に生じることが指摘されており、一定のロボットがただの物とは異なる保護の客体となる可能性があるし、法人のように何らかの権利主体性が認められるべきではないかとの議論も活発だ⁽²¹⁾⁽²²⁾。

刑法又は民法上は、ロボットに対する正当防衛や緊急避難の問題が生じるだろう。また、いわゆるトロッコ問題として論じられている問題も、刑法上の議論に引き付けて論じることも可能である⁽²³⁾。

ロボットや人工知能を介した取引にも、特有の問題が生じると考えられる。例えば、表見代理等の表見法理や、錯誤のような意思表示法の適用の有無が検討されるかもしれない。また、金融庁は、アルゴリズム取引又は超高速取引（HFT; High Frequency Trade）の規制の検討を開始した。

また、AI 又はアルゴリズムが作成した文章が、著作権法の保護を受けるかという問題が、現在内閣府知的財産戦略本部で検討が進められているほか、特に米国では、AI による表現行為が表現の自由の保障を受けるかという議論が活発だ⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾。

消費者保護／不公正な取引等も問題になり得るだろう。ロボットは、有用な広告チャンネルとなり得るため、特有の規制が必要となることが考えられるし、また、例えば、Newsletter vol.26（脚注 17）で触れたロボットの「オズの魔法使い」的な使用は、禁止されるべきか、そしてその根拠は何かという問題があり得る。現在の法令でいえば、消費者契約法や景表法や特商法等の消費者保護法規制の対象となり得る、あるいは対象とするべく議論がなされ得るだろう⁽²⁷⁾。

さらに、テレグジスタンス技術は、労働法制に変更を強いる可能性が高いし、入国管理法に重大な変容を求めることになるとの指摘もある。もちろん、労働力がロボットに代替されることによる労働政策の問題は生じるだろうし、所得税法のあり方にも影響を及ぼすだろう。

このほか、人型ロボットの外観と差別の問題（例えばロボットの肌の色や性別に関する議論）、ロボットや人工知能を用いた法の執行に関する問題（例えば取調べへの人工知能の活

用や、ロボットを用いたスピード違反の取締り等と適正手続やプライバシーの問題等)、自動潜航潜水艦が隣国の領海に侵入してしまった場合の国際法上の問題等も議論され始めている。海外では、ロボットを専門に取り扱う行政官庁の要否が議論されているし、インターネットや通信におけるネットワーク中立性やユニバーサルサービスに類似した政府の関与の仕方に関わる問題も生じるかもしれない。

第4 最後に

ロボット法を考えるとということは、ロボットの活用に関する利用者のメリットや社会全体の福祉と、その他の反対利益・デメリットについて、適切なバランスを模索していくということだといえる。このプロセスにおいて、極力、イノベーションを阻害してはならず、政府による過剰な介入も、競争の不当な制限も避ける必要があるというのが筆者の意見である。以上のほか、以下の3点を指摘させていただき、結語としたい。まず、ハードウェアの研究開発のみならず、ロボットのアプリケーション、すなわち「どのような新しいサービスを生み出せるか」を掘り下げていくことが非常に重要だと考える。テクノロジーが社会に与える影響を十分に理解しなければ、テクノロジーを十分に享受できないし、法的な議論も、多くの実例を通じてこそ深まっていくからだ。ロボットによって社会全体の便益を向上させる方法には限りがない。

次に、忘れていけないことは、インターネットが今も変化を続けているのと同様に、ロボットは変わり続けるということだ。硬直的な政策や法制度は避けられなければならない。

最後に、ロボット及びロボット法の発展には、エンジニアと法律・倫理等の専門家、企業、そして利用者との間の対話が必要だということだ。⁽²⁰⁾ インターネットのトポロジーを理解できなければ輻輳対策や価格政策について議論できないのと同様に、十全なルール作りにはロボットの技術的側面の理解が不可欠であるし、エンジニアも法や倫理問題や利用者の声について敏感でなければ、十分な理解を得られない。特に現在のようなロボット草創期においては、大いに議論をすることが必要だと考える。筆者も、今後も新しい情報を発信していくよう努める所存である。

以上

(1) 法的責任という観点からは、当然刑法上の問題も出てくる。特に、本文中で述べた民法上の過失原理と同様に、例えば、ロボットの誤操作や誤作動により他人の生命・身体を侵害した場合の刑法上の過失の判断方法も議論になることは間違いない。

(2) 米国で2012年から開催されている、ロボットと法・政策、倫理、心理学、エンジニアリング等に関する学際的な学会。

(3) William D. Smart, *What do We Really Know About Robots and the Law?* (Draft of March 24, 2016) (<http://robots.law.miami.edu/2016/wp-content/uploads/2015/07/Smart-robots-law.pdf>)

(4) これは、2016年7月7日に米国で実際に起こった事例をもとにしている。なお実際の事例では、過去にも同様に人間を認識せずに衝突する事故が発生していたようであり、そうであれば、予見可能性が認められ、ショッピングモール側に過失が認められる可能性はある。

(5) もちろんこのケースでは、周囲の人間の認知機能等をつかさどるソフトウェアのベンダーに過失があったとして、ベンダーを訴えることも考えられる。しかし、製造事業者の過失以上に、ベンダーの過失を立証することは難しいだろう。なお、ソフトウェアそのものは製造物責任法上の「製造物」に該当しない(青森地判平成13年2月13日等)が、ハードウェアに組み込まれた製品は、動産として、製造物責任法の適用があるし、ソフトウェアの仕様、不具合や性状が原因でソフトウェアを組み込んだ製造物に起因する事故が生じた場合には、ソフトウェア部分の仕様や性状が製造物全体の欠陥となり得る。

(6) 製造物責任に基づく請求に対しては、販売時の科学技術の知見によっては欠陥が認識できなかったとして、製造事業者側の開発危険の抗弁(製造物責任法4条1号)が認められ、Aの請求が認められない可能性はあるが、この抗弁は非常に厳格に解釈されている。また、製造物責任訴訟その他の裁判例においては、事案に応じ、原告の立証責任を緩和するものも散見される(例えば、「原告は、欠陥の存在を主張、立証するために、当該製造物を適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、通常予想できない事故が発生したことを主張、立証することで足り、それ以上に欠陥の部位やその態様等を特定した上で、事故が発生するに至った科学的機序まで主張立証すべき責任を負うものではない。」)と述べた。東京地判平成24年1月30日等)。

(7) これは、2016年2月14日に、Googleの自動運転車が関与した実際の事故の事例をもとにしている。

(8) 被告は、①自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、②被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと、③自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことの全てを証明した場合に限り、賠償責任を免れることができる。一般に、この立証は非常に難しく、実際上は無過失責任に近い。

(9) これは、Newsletter vol.26で触れた、電気信号又はコードに過ぎないデータが実世界で物理的な損害を与えるというロボットの特徴だと言うこともできる。

(10) <https://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/jidosoko/kentoiinkai/report/honbun.pdf>

(11) 加速、操舵、制動を全てシステムが行い、システムが要請したときのみドライバーが対応するような自動運転システムのことをいう。

(12) 自動運転車の外部的な原因による事故に関して、製造物責任(国家賠償法2条)による責任について言及する「自動走行車(自動運転)の実現に向けた法制度の現状と課題(下)」(NBL1074号53頁以下)も参照。

(13) 仮に類推適用が可能であったとしても、718条但書きの定める「動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたとき(は、この限りでない)」や、717条の「設置又は保存の瑕疵」が個別のケースで具体的に何を意味するかは難しい問題である。

(14) 無過失責任/厳格責任の採用や、保険の活用といった手法は、世界的にも共通する潮流のようである。例えば、F. Patrick Hubbard, *Allocating the risk of physical injury from "sophisticated robots": Efficiency, fairness, and innovation*(Ryan Calo ほか編・ROBOT LAW(2016))。

(15) もっとも、大量の情報の流通に伴う問題と、実世界での事故による人身損害を同列に論じられないのは当然である。なお、実際に販売者や製造事業者の免責を志向する見解もあるが(Ryan Calo, *Open Robotics* (MD. L. REV. 70 571, 576, 601-04, 609-10 (2011)))、例えば、前掲注14Hubbard教授は、購入者や利用者のリスクやコストを低減しない限り、イノベーションは促進されないなどと批判している。

(16) http://www.soumu.go.jp/main_content/000376723.pdf

(17) 福岡高判平成24年7月13日(判時2234号44頁)

(18) 例えば、米国では、監視又は調査目的で、私有地上の物や人を同意なくして撮影することを禁止する州法等、バラエティに富んだ規制の例が見受けられる。

(19) 民法上、土地の所有権は、その土地の上下に及ぶため(民法207条)、理論上は、そもそも私有地内に無断でドローンを飛行させる行為自体、所有権に基づく妨害排除請求の対象となり、また、不法行為も成立し得ると考えられる。軍事の世界では、ドローンを検知するレーダーが活用されており、民間でも今後類似のサービスが普及するよう思われる。

(20) また、データの蓄積された(又は蓄積される可能性のある)ロボットの輸出入につき、個人情報等の国外移転規制がかかってくる可能性が高い(Anupam Chander, *Robots, the internet of things and the future trade*, preliminary draft, March 25, 2015)。これは、我が国の改正個人情報保護法24条で導入されたことから分かるとおり現在の世界的なスタンダードになった、個人情報の海外移転禁止が、物としてのロボット輸出入禁止にまで影響を与えようとしている現象だと見ることが出来る。

(21) Kate Darling, *Extending Legal Protection to Social Robots* (Ryan Caloほか編・ROBOT LAW (2016))

(22) Lawrence Solum, *Legal Personhood for Artificial Intelligences*, 70 North

Carolina Law Review 1231(1992)、James Boyle、*Endowed by Their Creator? The Future of Constitutional Personhood*, Brookings Institution (Mar. 9, 2011)等。前者においては、人工知能が信託受託者たり得るかの思考実験が興味深いものになっている。

- (23) トロロク問題は、倫理学における思考実験の一つで、例えば、制御不能になったトロロクの先に、5人の人間がいて、このままではその5人が轢き殺されてしまう、ポイントを切り替えて別の線路に入れば、その5人は確実に助かるが、別の線路の先にいる1人が轢き殺されてしまう、という状況で、ポイントを切り替えるべきかどうか、といった内容のものをいう。これを自動運転車にあてはめると、例えば、急に目の前にトラックが飛び出してきたため、直進すると搭乗者が大けがをしてしまう、右にハンドルを切ると幼稚園児を轢いてしまう、左にハンドルを切ると80歳の老婦人を轢いてしまう、このとき自動運転をつかさどるプログラムはどのような判断をすべきか?という問題になる。急に目の前にショッピングカートと(幼児の乗った)ベビーカーが飛び出してきた、自動運転車がショッピングカートとベビーカーに衝突した場合、自動運転車側の落ち度に影響があるか?など、バリエーションは無限にある。これは、刑法上の緊急避難(「自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。」)の適用される場面に似ている。これらはあくまで思考実験であり、このような場面が実際に起こる可能性は低いと思われるが「これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。」というような損害の大小に基づく考え方によって、自動運転車を制御してよいのかという問題は、検討の価値があると思われる。
- (24) 「知的財産計画2016」(案) (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titek2/160509/siryu2.pdf>)では、現行法上、人工知能が自律的に生成した生成物は、著作権法上の保護を受けないとしながら、人間の創作物とAI創作物を外見上見分けることの困難性、AI創作物の爆発的増加の可能性に触れ、あらゆるAI創作物(著作物に該当するような情報)を知財保護の対象とすることは保護過剰になる可能性がある一方で、フリーライド抑制等の観点から、市場に提供されることで一定の価値(ブランド価値など)が生じたAI創作物について、新たに知的財産として保護が必要となる可能性があるなどとしており、今後の動きが注目される。
- (25) 本年の3月、AIによるtweetが人種差別的な内容であったとして、実験が中止されたことは記憶に新しい。
- (26) 関連する裁判例として、検索アルゴリズムによって表示された検索結果が表現の自由の保

障を受けると判断した米国の裁判例が存在する(*Zhang et al. v. Baidu.com Inc. et al.*, No. 1:2011cv03388 - Document 42(S.D.N.Y. 2013))。ジャーナリストが、自身の記事・ビデオが検索結果から意図的に排除(検閲)されていると主張して検索エンジン運営会社等を提訴したケースで、判決は、何をどのような順序で検索結果に表示するかという検索エンジンのアルゴリズムが行う取捨選択の判断は新聞社等の編集権の行使と全く同じであると述べる。

- (27) ただし、AIが関与する場合には、例えば機械的・自動的に提示された詐欺的な誘引文句や、ロボットのemergentな不正な言動等について、事業者者に責任を負わせられるのかという問題が生じる。
- (28) テレグジスタンスとは、遠隔地でロボットを操作することにより、遠隔地で一定の作業や参加を行う技術をいう。例えば、教授が自宅に居ながらロボットを遠隔操作してライブ講義を行うのがこれにあたる。
- (29) ディープラーニングにも複数の種類があることや、機械学習を用いたシステムの挙動が予測しにくくなる技術的要因が主に3種類あり分けて議論する必要があること等とともに、「法学者らが抱きやすいAIについての偏見・誤解」について論ずる「ディープラーニングの不具合は誰の責任か 米国で起こる法的責任の議論をAI技術から読み解く」(NIKKEI Robotics2016年6月号16頁)も参照。

弁護士
波多江崇

(1978年生)

Takashi Hatae
直通 / 03-6438-5700
MAIL / thatae@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

商事関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / 刑事訴訟 / 一般企業法務 / 広報法務 / リスクマネジメント / 不正調査 / IT・通信 / 特許

【登録、所属】

東京弁護士会(2006) / CIPP/US(Certified Information Privacy Professional)(2015)

民間の宇宙活動を規律する宇宙活動法(案)について

— 弁護士 新谷美保子

第1 はじめに

米国では、ペイパル創業者のイーロン・マスク率いるスペースX社、アマゾンドットコム創業者のジェフ・ベゾス率いるブルーオリジン社など、数年前からIT長者らが宇宙ビジネスに参入し、宇宙ベンチャーによる開発競争が盛り上がりを見せている。民間の宇宙活動を規律する法律として、アメリカでは商業宇宙打上げ法⁽¹⁾、フランスでは宇宙活動法⁽²⁾が制定されており、国家戦略として積極的に宇宙産業の振興を促進している。日本にはこのような法律がないことから、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」の法案(以下「宇宙活動法」又は「法案」と呼ぶ。)が2016年3月4日閣議決定

され、内閣総理大臣から第190回通常国会に上程された。当該国会では審議未了となり現在衆議院による閉会中審査とされているが、来月開会する秋の臨時国会において宇宙活動法の成立が見込まれるため、本法案の概要をご紹介します。

第2 背景

本法案は、宇宙基本法(2008年)での宣言をうけて、ロケットの打上げや人工衛星の管理に関する許可制度、そして人工衛星等の落下等により生じる損害賠償に関するルールを制定するものであり、制度を整備することで、民間における宇宙産業の振興や、国際競争力の強化を促す目的を持った法律であるといえる(法案第1条、第3条)。ただし法案上程の背景には、日本も批准している宇宙条約(1967年)が、自国の宇宙空間における活動については条約当事者が国際的責任を負うこととし、また非政府団体の活動は国が許可及び継続的確認を行う必要があると定めていることを受け、条約批准から50年余りの時を経て、宇宙活動法制定により条約の国内履行を

保全しようとする事情がある。

本法案が成立すれば、既存のロケット打上げ事業者も新法の下での許可申請が必要になる。法案成立後は公布の日から二年以内に施行されることになっているが、附則第2条により公布の日から一年以内に前倒し申請が可能になるので、近い将来、この法律に基づく許可や適合認定の申請をする会社が出てくるものと考えられる。現行制度のものとは、「ロケット打上げ」も「人工衛星管理」も直接の許可対象行為ではないため、この法律が施行されると新たな規制が加えられることになる。以下順にロケット打上げ許可制度、人工衛星管理許可制度、損害賠償に関するルールを概説する。

第3 ロケット打上げ許可制度

宇宙活動法第4条1項は以下のように定めている。

第4条(許可)

1. 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶もしくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

本条では、許可を受けなければならないロケット打上げがどのような場合かを読むことができる。例えば、宇宙賠償責任条約によれば、日本の民間企業が海外ロケットを使って日本国外の打上げ施設で衛星を打ち上げても、日本は打上げ国として第三者賠償責任事故の無過失責任を負わなければならないが、本条に「国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて」との文言が明確に入っていることから、前述の日本国外の打上げ施設で衛星を打上げる行為についての規制については見送られ、許可は不要のままとされた。

また「人工衛星等の打上げを行おうとする者は」との文言により、人工衛星等の切り離しを行わない観測ロケットやサブオービタル飛行は規制の対象外とされている。

第4 衛星管理許可制度

宇宙活動法は第20条に「国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。」と定めている。ここでもまた、人工衛星管理設備が「国内に所在する」ことが許可を要する条件であることが明確にされた。そして衛星は軌道上で転売することが可能であるが、これは許可事項

には入らず、政府への届け出が必要と分類された(第26条)。

第5 第三者賠償責任制度

1 無過失責任

宇宙活動法では、宇宙賠償責任条約で規定される無過失責任原則を導入し、第35条でロケット打上げによる損害について、第53条で人工衛星管理による損害について無過失責任を定めている。

第35条(無過失責任)

国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶もしくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行う者は、当該人工衛星等の打上げに伴いロケット落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

第53条(無過失責任)

国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う者は、当該人工衛星の管理に伴い人工衛星落下等損害を与えた時は、その損害を賠償する責任を負う。

ここで第35条に規定される「ロケット落下等損害」は第2条8号で、また第53条に規定される「人工衛星落下等損害」は第2条11号でそれぞれ定義されているが、各号の但書きには、業務上密接な関係を有する者が業務上受けた損害を除くことが明記されており、無過失責任の範囲は「第三者損害賠償」に限られ、「打上げ関係者間の賠償責任」は含まれていない。なお、契約当事者間の損害賠償請求権の相互放棄は宇宙関連の契約(特にロケット打上げ契約)に通常規定されるが、この損害賠償請求権の相互放棄が打上げ許可要件として制度化されている米国や、法律で打上げ関係者間での賠償責任の相互放棄を規定しているフランスとは異なり、日本の宇宙活動法の下では、当事者間の損害賠償請求権については何も定められておらず、契約による合意に委ねられることとなった。

またこの無過失責任に免責事由の列挙は設けられず、法案第37条及び第54条では、裁判所が損害賠償の責任及び額を定める場合に不可抗力を斟酌できるとして、打上げ実施者に酷な事情がある場合の責任及び損害賠償の額は、裁判所の裁量に委ねられることとなった。

2 責任集中制度

法案第36条は「ロケット落下等損害(第2条8号で定義)」について、打上げ実施者(執筆現在ではH-IIA/H-IIBロケットについて三菱重工業株式会社がこれにあたる。)に責任を集中することを規定した。そして第38条では責任を負うべき打上げ関係者が他にいる場合に、当該関係者に対する内部求償制度について定めているが、原則として当該関係者の「故意」

により損害が生じた場合以外は求償できない（書面で異なる定めをすることは可能、また射場管理者に対しては例外あり）。

これにより部品メーカーなどの打上げ関係者は、第三者賠償責任のリスクから解放されるため、産業振興に資するという効果が期待されている。一方で打上げ事業者は自己責任以上の賠償義務を負うことになるが、この点については後述するように、強制保険と政府補償の制度が設計されている。

③ 第三者賠償責任保険と政府補償

法案第9条第1項は「打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、第4条1項の許可を受けた人工衛星等の打上げを行ってはならない。」として、打上げ実施者による第三者賠償責任保険手配を義務づけた。そしてロケット打上げにより当該保険で填補される限度額を越えた大事故が発生した場合には、内閣府令で定める一定限度額まで政府が補償を行うことが定められている（第40条、具体的には打上げ実施者と政府との間で損害賠償補償契約を締結することができる）とされている。

第6 おわりに

ロケット打上げ契約、衛星売買契約には、独特の業界慣習が多くあり、またひとたび損害が生じた場合はその額は莫大となる。本法案成立後は、その解釈に応じて契約実務に確実に影響を及ぼすものと考えられる。日本はロケット打上げ射場のある国にもかかわらず、宇宙産業が活性化しているとはい

ない状況にあり、本法案成立により民間による宇宙産業が活性化されることを切に望んでいる。なお、法案第19条は、民間企業がロケット開発や射場建設をJAXAと共にに行った場合、JAXAが本条に基づく申請を行うと判断すれば、個別打上げ許可の前提となるロケットの型式認定、打上げ施設の認定についてその手続きが簡略化されることを定めている。また現在、JAXAでは新事業促進部を発足し、宇宙産業に参入するベンチャー企業や、大小問わず既存の会社から宇宙産業に新規参入を目指す企業のバックアップを技術支援も含めて積極的に行っている。宇宙産業が日本の成長産業の一つとして急ピッチで成長するよう弊職も微力ながら尽力したい。

以上

- (1) 49USC Subtitle IX, Chapter 509, 一般的にCommercial Space Launch Act (CSLA) と呼ばれる。1984年に制定され、1988年の改正によって現在に近い形となる。
- (2) フランスは現在商業打上げ事業で世界トップのアリアンスペース社を抱える国であり、1980年「アリアン打上げ機の生産段階に関する若干の欧州諸国政府の宣言」で枠組みを形成してきたが、2008年にFrench Space Operations Act(フランス宇宙活動法)が制定された。

弁護士
新谷美保子
(1978年生)

Mihoko Shintani
直通 / 03-6438-5706
MAIL / mshintani@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】
知財戦略支援 / IT・通信 / エマージングカンパニー / 知財訴訟・
審判 / 特許 / 著作権 / 商標 / 不正競争 / 意匠 / ブランド

【登録、所属】
第一東京弁護士会(2006)

改正犯罪収益移転防止法の施行に向けた金融機関の体制整備

— 弁護士 大井修平

平成 28 年 10 月 1 日に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 117 号。改正後の犯罪の収益の移転防止に関する法律を、以下「新法」という）が関係政省令等の改正（改正法と併せて、以下「本改正」という）とともに施行される（国家公安委員会による犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」という）の作成・公表（新法 3 条 3 項）等については公布の日から施行されている）。

本改正の施行を間近に控え、既に、金融機関においては、事務フローの見直しやシステムの導入等が行われつつあると思われるが、金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）（以下「監督指針案」という）を平成 28 年 5 月 13 日からパブリックコメントに付して⁽¹⁾、監督指針案では、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下「取引時確認等の措置」という）を的確に実施するための態勢整備等⁽²⁾について着眼点を追記している。そこで、本原稿では、取引時確認等の措置を的確に行うために金融機関に求められる体制整備をテーマに解説することとしたい。

なお、本原稿の内容は平成 28 年 6 月末時点での公表情報に基づいて記載している旨ご留意頂きたい。

第 1 取引時確認等の措置を的確に行うための措置

■ 内部管理体制の整備

本改正前も、平成 25 年 4 月施行の犯収法改正により、特定事業者は、取引時確認等を的確に行うため、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずる義務のほか、必要な体制を整備する努力義務が課せられていた。本改正では必要な体制整備の内容が拡充・具体化され（旧法では次の①のみが具体例として示されていた）、新たに次の②から⑩の努力義務が規定された（新法 11 条、新規則（本改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則をいう。以下同じ） 32 条 1 項）。

- ① 使用人に対する教育訓練の実施
- ② 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成
- ③ 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任

- ④ 自ら行う取引についてリスクを調査・分析し、特定事業者作成書面等を作成し、必要に応じて見直すこと
- ⑤ 特定事業者作成書面等を勘案して必要な情報を収集・整理・分析すること
- ⑥ 特定事業者作成書面等を勘案して確認記録・取引記録等を継続的に精査すること
- ⑦ リスクの高い取引を行う際に統括管理者の承認を受けること
- ⑧ リスクの高い取引について行った情報収集・整理・分析の結果を文書にして保存すること
- ⑨ 必要な能力を有する者を採用するための措置
- ⑩ 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること

④ないし⑥については、特定事業者が、自ら行う取引についてマネロンのリスクを評価した特定事業者作成書面等を作成し、その内容を勘案し、取引のリスクの高低に応じて、必要な情報の収集や整理・分析を行うとともに、確認記録・取引記録等を継続的に精査することを想定している。なお、特定事業者作成書面等の内容については 2 で詳述する。⑦については、統括管理者は、承認に当たり、調査書の内容を勘案することになる。⑧については、調査書において、当該取引がいかなる理由で高リスク取引とされているかといったことに着目して、情報収集の分析結果等を記載することになる。⑨は、具体的には、例えば職員の採用に当たって面接等を行い、当該職員の適性を把握することなどが考えられるが、専門的知識を有する者のみの採用を義務付けるものではない⁽³⁾。⑩は、外部監査に限られるものではなく、内部監査や社内検査により行うことも可能である⁽⁴⁾。

これらの事項は、監督指針案においても基本的には網羅されている。監督指針案では、努力義務であることに特段言及せずに体制整備を求めている箇所がみられるが、努力義務を加重するものではなく、努力義務の事項も含めて、法で定められている事項を実施するにあたり、どのような態勢整備を行っているかという態勢面に着目して当局が監督を行う姿勢を示していると思われる。

■ 特定事業者作成書面等の作成

特定事業者作成書面等は、調査書の関係部分を基に、必要に応じて各特定事業者の特有のリスク要因を加味したものを作成することを想定している⁽⁵⁾。すなわち、記載内容等について、調査書の危険度を参考としつつも、事業者の業態、業務、規模、取引のリスク等に応じて、自社において十分なリスク回避措置が採られていると判断する場合には、危険度を調査書

の評価よりも下げることが認められており、リスクベース・アプローチを反映した部分といえる。

以下の図では、「取引形態」、「国・地域」や「顧客の属性」に応じたリスク評価の一例を例示した。このほか、提供する商品・サービスごとの危険度⁽⁶⁾、過去の疑わしい取引の届出状況も踏まえて、各特定事業者がリスクを評価することになる。

項目	評価書における危険度	自社における危険度の判定(例)
非対面取引	高い	高い
現金取引	高い	低い
イラン(*1)・北朝鮮に居住・所在する顧客との取引	特に高い	特に高い
注意を要するとされた国・地域(*2)に居住・所在する顧客との取引	高い	高い
反社会的勢力との取引	高い	高い
非居住者との取引	高い	高い
外国PEPsとの取引	高い	高い
実質的支配者が不透明な法人との取引	高い	高い
写真付きでない身分証を用いる顧客との取引	高い	高い



・自社の業態、業務、規模、リスク等
 ・過去の届出状況
 ・リスク回避措置等を勘案

(*1) FATFの2016年6月24日付け声明(<http://www.fatf-gafi.org/publications/high-riskandnon-cooperativejurisdictions/documents/public-statement-june-2016.html>)により、FATFはイランに対する対抗措置を12ヶ月停止している。ただし、イランが全てのアクションプランを達成するまではFATF声明には同国が残る旨も言及されており、今後の動向が着目される。

(*2) 調査書においては、アルジェリア及びミャンマーが記載されているが、現時点では、FATF声明からは両国とも削除されている。

例えば、業態によっては、現金取引は原則として行わない又は一切謝絶することとしている場合も想定される。この場合、現金取引を行うケースが限定的であり、例外的に現金取引を行う場合であっても一定のリスク回避措置を行っている場合には、危険度を低いと評価することもありうる。また、非居住者との取引について、海外の営業所等が必ず対面で面談することとし、当該海外営業所等の助力により当該非居住者について継続的な顧客管理が可能な事務フローを確立している場合には、必ずしも危険度を高いとする必要はないであろう。

実際には、個々の取引が持つマネロンのリスクは一つの属性だけでは判断できず、複数のリスク要素を組み合わせる必要があり、各リスク要素を総合的に評価するための方法を用意する必要がある。スコアリング・モデルの活用により、様々なリスクに点数をつけ、すべての要素を合算して危険度の高低を複数の段階に判別することはその一例であろう。どのようなリスク要素を採用するか、その度合いをどうするかは各特定事業者⁽⁷⁾に委ねられるが、試行錯誤を重ねながら、リスクベース・アプローチや、コスト面も踏まえたモデルを構築し

ていくことになろう。特定事業者作成書面等は、必要に応じて見直し、変更することが求められている。監督指針案では、「定期的に」見直すことが求められているが、調査書が毎年公表されることを踏まえれば、少なくとも1年に一度は調査書を勘案した上でリスク評価を見直した上で、必要に応じて変更することが求められよう。なお、特定事業者作成書面等の作成時期については特段の定めはないが、その作成に努めていないと評価される事態は避けるべきである。

各特定事業者においてマネロンのリスクを適切に把握できたら、そのリスクの高低に応じた効果的な管理策が必要となる。

第2 外国子会社又は外国所在営業所を有する金融機関の体制整備

金融機関である特定事業者が、外国子会社又は外国所在営業所(併せて、以下「外国子会社等」という)を有する場合であって、当該外国の法令に規定する取引時確認等の措置が、わが国の取引時確認等の措置より緩やかなときには、第1回で掲げた措置に加えて、次の体制整備の努力義務が求められる(新規則32条2項)。

- ①当該外国子会社等における犯罪による収益の移転防止に必要な注意を払うとともに、当該外国の法令に違反しない限りにおいて、当該外国子会社等による取引時確認等の措置に準じた措置の実施を確保すること
- ②当該外国の法令により禁止されているため①の措置を講ずることができない場合には、その旨を行政庁に通知すること

その趣旨は、特定事業者に対し、支配下にある外国子会社等を含め、グローバルに整合性のとれた犯罪収益の移転防止に係る体制整備を求めることにあり、国際的なマネロン防止対策の一つである。取引時確認等の措置の全部又は一部が義務付けられていない場合には、「取引時確認等の措置より緩やか」と評価される。「犯罪による収益の移転防止に必要な注意」が払われているかどうかは、当該外国子会社等における犯罪収益移転防止に係る取組全般から判断される⁽⁸⁾。

第3 特定金融機関がコルレス取引を行う場合の体制整備

新法2条2項1号から15号まで及び30号に掲げる特定事業者(以下「特定金融機関」という)は、外国所在為替取引業者(以下「コルレス先」という)との間でコルレス契約を

締結するに際して、相手方がマネロン対策を適切に行っているかを確認することが義務付けられるほか（新法 9 条、新規則 28 条、29 条）、第 1 回で掲げた措置に加えて、次の体制整備も努力義務として求められる（新規則 32 条 4 項）。

- ① コルレス先の体制整備状況等、外国当局におけるコルレス先に対する監督の実態について情報収集すること
- ② ①に基づき、コルレス先の体制を評価すること
- ③ 統括管理者の承認その他の契約の締結の審査手順の規程を作成すること
- ④ 特定金融機関の取引時確認等の措置及びコルレス先の取引時確認等相当措置の実施に係る責任に関する事項を文書等で明確にすること

なお、従前より、これらの事項（上記第 2 も含む）は主要行等向けの総合的な監督指針等において求められており、監督指針案においても実質的な変更はない。

以上

- (1) <http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20160513-5.html>
- (2) 監督指針案では、「体制」ではなく「態勢」を整備しているかという文言を使用しており、単に組織体制そのものではなく、実際に機能が発揮されている状態にあるかに着目しているものと思われる。
- (3) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する意見の募集結果について（平成27年9月18日）（以下「27年バブコメ」という）195番
- (4) 27年バブコメ196番
- (5) 27年バブコメ178番、180番
- (6) 調査書では商品・サービスごとの危険度についても詳述されている。
- (7) 27年バブコメ198番
- (8) 27年バブコメ200番

弁護士
大井修平
(1982年生)

Shuhei Oi
直通 / 03-6438-5440
MAIL / soi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

不動産投資 / 証券化・流動化・REIT / ストラクチャード・ファイナンス / コーポレート・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / デリバティブ / 一般企業法務 / 銀行・証券・保険・信託 / ファンド

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2007)

コンセッション方式による民営化—空港、下水道、高速道路の各事業

— 弁護士 野間敬和

本稿は、PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき、コンセッション方式によってインフラ事業の民営化が実施されている案件のうち、①仙台空港、②関西・伊丹空港、③浜松市の下水道事業、④愛知県道路公社の有料道路事業につき、法的課題を踏まえて概説するものである。

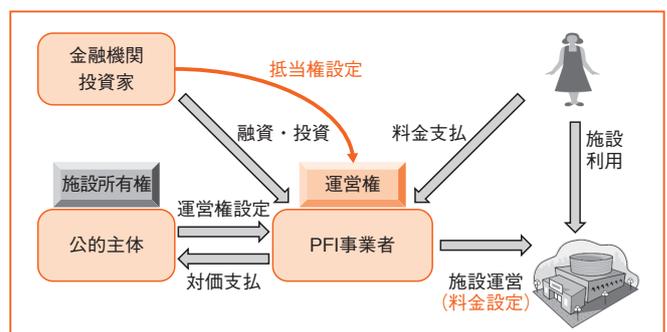
第1 コンセッション方式による民営化

コンセッション方式とは、公共施設等の管理者である国や地方公共団体等が、公共施設等の所有権を保有しつつ、その運営権（公共施設等運営権）を民間の事業者を設定するものである（図表 1 参照）。公共施設等運営権の設定を受けた事業者は、自ら利用料金の徴収を行い、公共施設等の運営を行うことができる（PFI 法 2 条 6 項及び 7 項）。公共施設等運

営権は物権とみなされ（PFI 法 24 条）、譲渡あるいは抵当権の設定が認められる（PFI 法 25 条）。公共施設等運営権及びその抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限等は、公共施設等運営権登録簿に登録される（PFI 法 27 条 1 項）。

平成 28 年 5 月 18 日に民間資金等活用事業推進会議が決定した「PPP / PFI 推進アクションプラン⁽¹⁾」によれば、平成 25 年度から平成 34 年度までの事業規模目標期間において、21 兆円の事業規模の PFI 事業の達成を目指すとしており、そのうち、コンセッション方式として 7 兆円の事業規模を目標とするとされている。また、同年 6 月 2 日に閣議決定された「日本再興戦略 2016⁽²⁾」においても、コンセッション方式の活用拡大に向けた取組みが必要とされている。

【図表1】コンセッション方式 ストラクチャー⁽³⁾



第2 仙台空港

国が管理する空港のコンセッション方式による民営化に関して、平成25年10月11日、国土交通省は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針」を公表した。⁽⁴⁾これは、同年6月26日に公布された、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」に基づいて策定・公表されたものであり、民営化後の国管理空港等の運営等に関する基本的な事項を定めたものである。

仙台空港に関しては、国土交通省は、平成26年4月25日、「仙台空港特定運営事業等実施方針」を公表した。その概要は図表2のとおりである。同実施方針によれば、仙台空港は、空港基本施設等と航空旅客取扱施設等ないし航空貨物取扱施設等に分離して所有・運営され、空港全体としての一体的かつ機動的な経営が欠如していたとされ、コンセッション方式の活用によって空港の一体的かつ機動的な経営を図るものとされた。その後の選定作業の結果、国土交通省は、平成27年10月21日、東急前田豊通グループを優先交渉権者に選定し、同年12月1日、同グループが設立した仙台国際空港株式会社と、公共施設等運営権実施契約が締結された。⁽⁵⁾同契約においては、運営期間は当初30年、オプション延長期間30年以内とされ、運営権の存続期間は、不可抗力等による延長を含めて最長65年以内とされた。また、事業開始予定日は、ビル施設等事業が平成28年2月1日、これ以外の滑走路等の維持管理・着陸料の収受等の事業が同年7月1日とされた。

【図表2】仙台空港特定運営事業等実施方針の概要

仙台空港特定運営事業等実施方針 (平成26年4月25日策定・公表)		国土交通省
国土交通大臣は、仙台空港において民間による運営等を実施するため、先般実施したマーケットサウンディングにおいて得られた民間事業者からの提案内容を参考にしつつ、仙台空港特定運営事業等実施方針を定める(PI法第5条第1項、民営空港運営法第3条第2項)。		
本事業の概要	運営権者の募集・選定	
○ 目的 民間の資金・経営能力の活用による空港の一体的かつ機動的な経営を実現し、内外交通人口拡大等による東北地方の活性化を図る	○ 宮城県によるビル売却先確認手続 (H26.7~12) 県が定める一定条件を満たす応募企業又は代表企業を3者以上選定	
○ 事業期間 最長65年間(当初30年+オプション延長30年以内、不可抗力等による延長)	○ 国による優先交渉権者選定手続 (H26.12~H27.8) ・ 宮城県による確認手続を経ていること等、応募者が一定の参加資格要件を満たしていることを確認の上、優先交渉権者を選定 (H26.9.10、航空会社による出席比率開示等を受け) ・ 評価の客観性を担保するため、有識者等から構成される審査委員会を設置 (H26.12.15、H27.1.15)の代表委員を含む有識者を選定予定) ・ 地域活性化等の実現に資する者を総合的に判断の上優先交渉権者を選定 (H27.1.15、H27.2.15)として議案を交付) ・ 優先交渉権者が設立したSPCと実施契約を締結、所業の引継ぎを実施	
○ 事業方式 ・ 国は、公募により運営権者を選定 ・ 運営権者は、本事業の遂行のみを目的とするSPCとし、滑走路等の運営(着陸料の収受等)とターミナルビル等の運営を一体的に実施 ・ 運営権者は、国から公共施設等運営権の設定を受けるとして滑走路等の運営を実施、ビル会社の株式を取得することによりターミナルビル等の運営を実施 ・ 国は、運営権者から、運営権対価を収受	○ 料金設定及び費用の負担 運営権者は、着陸料等、旅客取扱施設利用料その他の収入を設定・収受し、これらの収入により事業実施に要する費用を負担【独立採算型PFI事業】	
○ 本事業の範囲 ※ 国は着陸料等の料金策定に係る権限を積極的に評価する予定 ・ 空港運営等事業(滑走路等の維持管理・運営、着陸料等の設定・収受等) ・ 空港保安施設設備等事業(航空灯火等の維持管理・運営等) ・ 環境対策事業(緑地帯等の緑地造成・管理等) ・ ビル・駐車場事業(旅客・貨物ビル施設事業、駐車場施設事業) ・ その他(応募者による商業施設(地域共生事業、空港利用促進事業)等)	⇒ 上記の各手続を経て、平成27年度中の運営権開始を目指す	

第3 関西・伊丹空港

関西国際空港及び伊丹空港の民営化については、運営権者の選定手続に先立ち、平成23年5月25日、「関西国際空

港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」(関空・伊丹統合法)が制定され、同法に基づいて、平成24年7月1日、両空港の経営統合が図られた(図表3参照)。具体的には、政府が100%の株式を保有する新関西国際空港株式会社が設立され、同社が、両空港の空港施設及び航空保安施設の設置・管理、空港ビル等の建設・管理等の運営を行うとされた。また、国土交通大臣が指定する関空土地保有会社が関空の空港用地を保有し、これを新関西国際空港株式会社に貸し付けることとされた。

新関西国際空港株式会社は、平成26年7月25日、実施方針を公表し、⁽⁷⁾両空港の運営事業を行う民間事業者の選定を進めてきた。そして、同年11月10日、オリックス、ヴァンシ・エアポートコンソーシアムが優先交渉権者として選定され、同年12月15日、同コンソーシアムが設立した関西エアポート株式会社が、新関西国際空港株式会社との間で実施契約を締結した(図表4参照)。⁽⁸⁾同契約によれば、運営期間は約44年間とされ、平成28年4月1日より関西エアポート株式会社による両空港の運営が開始されている。

第4 浜松市の下水道事業

下水道事業のコンセッション方式によるPFIの活用に関しては、国土交通省に設置された検討会において議論が行われ、平成26年3月31日、「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(案)」が公表された。下水道事業のコンセッション方式の問題点としては、下水道法3条に基づき、市町村等が、下水道の管理に係る最終的な責任を負う点にある。すなわち、下水道法4条が定める事業計画の策定・変更、交付金に係る手続、公権力の行使等の最終責任は民間委託は許されず、管理者(市町村等)に残るべきこととなる。この点に鑑み、上記ガイドライン(案)では、下水道事業のコンセッション方式として、図表5記載のとおり運営権者と管理者(市町村等)との役割分担が想定されている。⁽¹⁰⁾

浜松市のコンセッション方式による下水道事業民営化は、西遠浄化センター及び2つのポンプ場等の施設を対象とする事業である(図表6)。この民営化の契機は、平成17年7月1日、市町村合併によって流域下水道事業に関連する3市2町が浜松市となったことにある。当該下水道施設は、市町村合併特例法に基づき、合併の約10年後である平成28年4月1日に静岡県から浜松市に移管されたところ、移管に伴う担当職員の増員の困難性及び運営の一層の効率化のため、コンセッション方式による下水道事業の民営化が進められたものである。⁽¹¹⁾

浜松市は、平成28年2月29日に実施方針⁽¹³⁾を、同年5月31日に募集要項等⁽¹⁴⁾を公表した。同実施方針によれば、事業の存続期間は運営権の設定日から20年間、公共施設等運営権の存続期間は最長で25年とされている。運営権者は、当該処理施設の利用者から下水道利用料金を収受するが、同利用料金は、浜松市が行う水道料及び下水道使用料の徴収と併せて徴収され、浜松市が運営権者に送金するとされている。現在、運営事業者の選定手続が進められており、今後、優先交渉権者の選定、基本協定の締結、運営権設定、実施契約の締結等が行われ、平成30年4月に事業開始が予定されている。

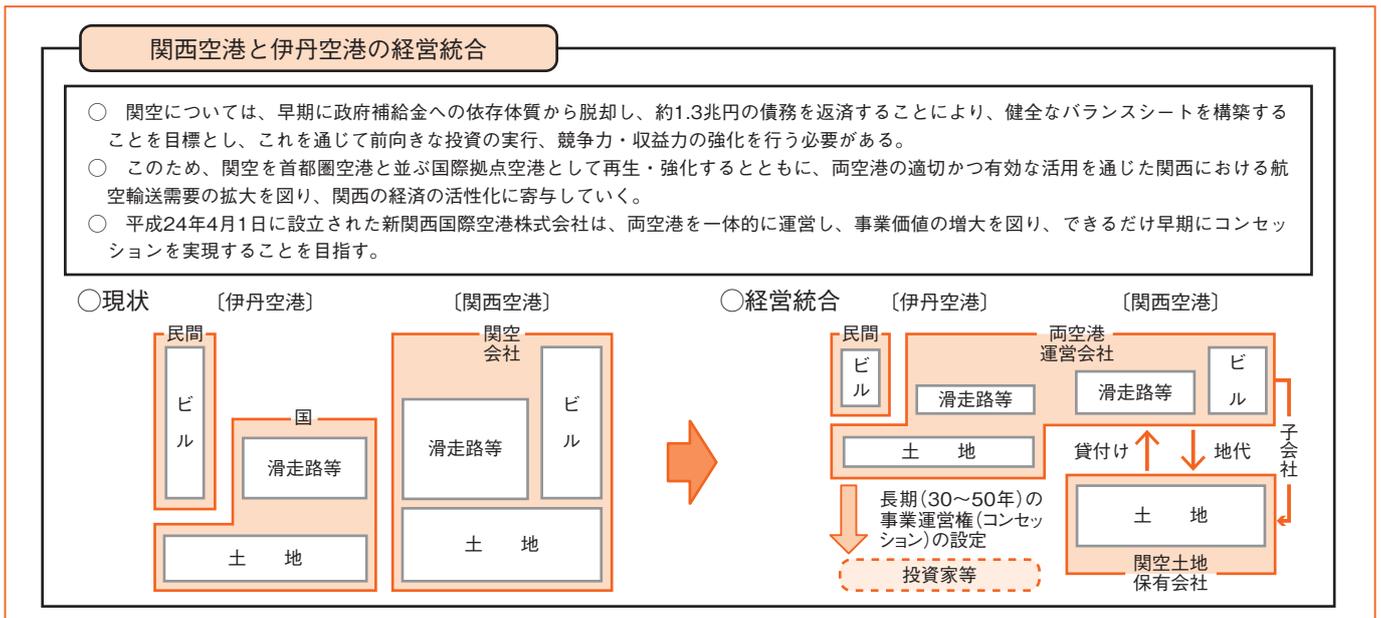
第5 愛知県道路公社による有料道路事業

愛知県道路公社による民営化の対象となる公共施設等は、

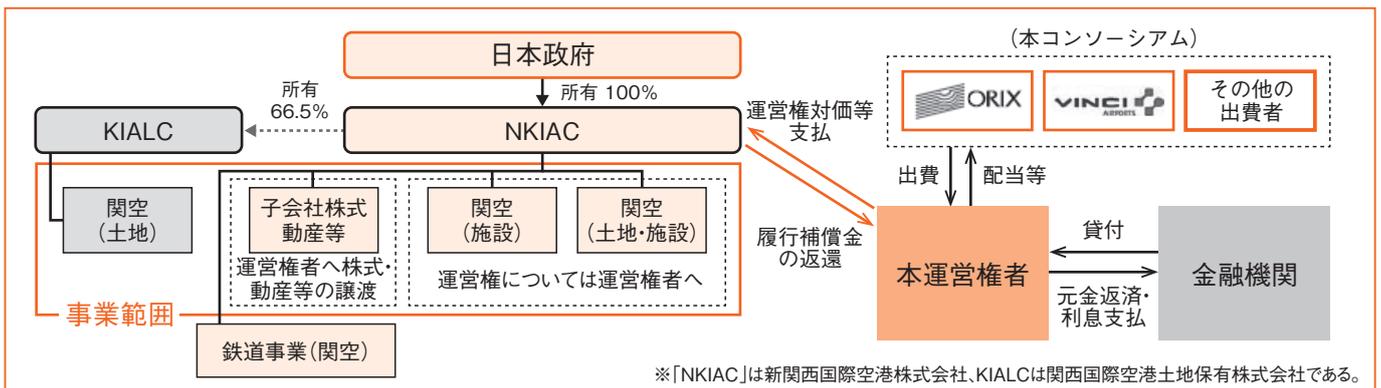
知多4路線（南知多道路、知多半島道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路）、猿投グリーンロード、衣浦トンネル、衣浦豊田道路、名古屋瀬戸道路である（図表7参照）。

これら施設の民営化にあたっては、道路整備特別措置法10条1項、11条1項及び15条が、民間事業者による有料道路の運営を認めていない規制がハードルとなっていた。そこで愛知県は、構造改革特区制度に基づいて同規制の特例措置を提案して国土交通省と協議・検討を進めてきたところ、平成26年5月19日公表の「構造改革特別区域第24次提案等に対する政府の対応方針」⁽¹⁶⁾において、道路整備特別措置法の特例を認める方針が示された。これを受けて、第189回国会において「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が成立し、平成27年7月15日に公布された。同法に基づき、道路整備特別措置法及びPFI法の特例として、民間事業者による道路の運営を認める改正

【図表3】関空・伊丹統合による経営統合⁽⁶⁾



【図表4】関空・伊丹空港運営事業のストラクチャー⁽⁹⁾



- (4) 「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針」
<http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku05_hh_000053.html>
- (5) 国土交通省の報道発表<http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk5_000018.html>
- (6) 国土交通省の報道発表
<<http://www.mlit.go.jp/common/000218477.pdf>>
- (7) 新関西国際空港株式会社の報道発表
<<http://www.nkiac.co.jp/concession/policy/index.html>>
- (8) オリックス株式会社の報道発表
<http://www.orix.co.jp/grp/news/2015/151215_ORIXJ2.html>
- (9) オリックス株式会社の報道発表
<http://www.orix.co.jp/grp/pdf/news/151110_ORIXJ2.pdf>
- (10) 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(案)」16頁
<<http://www.mlit.go.jp/common/001034198.pdf>>
- (11) 前掲注10、18頁
- (12) 「平成25年度西遠流域下水道事業調査業務報告書【概要版】」1頁
<<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/suidow-s/suidow/kanmin/documents/seienhoukokusho.pdf>>
- (13) 浜松市の報道発表
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/suidow-s/gesui/seien/documents/jisshihoushin_20160229r.pdf>
- (14) 浜松市の報道発表
<<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/suidow-s/gesui/seien/documents/bosyuuyoukou20160531.pdf>>
- (15) 「国土交通省におけるPPP/PFIの取組について」(平成27年9月11日)4頁
<<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg2/270911/shiryu1-3.pdf>>

- (16) 首相官邸の報道発表
<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/kettei/140516/siryu.pdf>>
- (17) 愛知県の報道発表
<<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/douroji/0000087459.html>>
- (18) 愛知県の報道発表
<<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/douroji/0000088592.html>>
- (19) 愛知県の報道発表
<<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/douroji/0624concession.html>>

弁護士
野間敬和
(1970年生)

Yoshikazu Noma
直通 / 03-6438-5618
MAIL / ynoma@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / デリバティブ / 民事再生・会社更生 / 不動産投資

【登録、所属】

東京弁護士会(2004) / ニューヨーク州(2004)

定年後の有期再雇用契約が労働契約法20条に違反すると判断した裁判例(長澤運輸事件・東京地判平成28年5月13日)

— 弁護士 近藤圭介

第1 はじめに

平成25年4月から改正された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みが廃止され、それまでは、定年後に継続雇用する対象者を選別できていたものが、同法律の改正後は、本人が希望すれば、原則として、企業は従業員全員を65歳まで継続雇用しなければならなくなった。これを受けて、多くの企業は、従業員が満60歳の定年退職後、賃金水準も下げた上で、新たな有期雇用契約を締結する継続雇用制度を採用している。かかる継続雇用制度に関して、平成28年5月13日、東京地方裁判所において、労働契約法20条⁽¹⁾に基づき、「定年前と同じ仕事内容であれば、再雇用後であっても、賃金水準を引き下げるのは違法」とする判決が出された。本稿執筆時点で、本判決は確定しておらず、控訴審において

どのように判断されるか不透明であるが、定年後の継続雇用に関する実務に影響が大きいと思われる。

第2 事案の概要

1 当事者

(1) 被告(以下「Y」という。)

Yは、セメント輸送、液化ガス輸送、食品輸送等の輸送事業を営んでいる株式会社で、パラセメントタンク車(以下「撒車」という。)21台を含む運送車両54台を保有し、従業員数は66名である(いずれも平成27年9月1日現在)。

(2) 原告ら(以下「Xら」という。)

Xらは、正社員たる撒車の乗務員として21年～33年間勤務し、平成26年3月又は同年9月の末日に定年退職した。退職日付けでYと有期雇用契約を締結し、その翌日以降も嘱託員たる撒車の乗務員として勤務していた。

2 定年後の労働条件

正社員と定年後の労働条件は以下のとおり、賃金にかかる労働条件において相違があり、Xらの賃金額は正社員の賃金額よりも低く設定されていた。

	無期雇用契約 (正社員就業規則、賃金規程)	有期雇用契約 (平成26年4月1日付け再雇用者採用条件)
基本給	在籍給及び年齢給の合計 8万9100円～12万7100円	12万5000円
能率給	稼働額×3.15%～4.60%	稼働額×7%～12%
職務給	7万6952円～8万2952円	なし
精勤手当	5000円	なし
無事故手当	5000円	同左
住宅手当	1万円	なし
家族手当	配偶者5000円 子1人5000円(2人まで)	なし
役付手当	班長3000円 組長1500円	なし
超勤手当	時間外勤務手当及び休日手当	同左
通勤手当	1か月定期券相当額(4万円まで)	同左
賞与	基本給5か月分(原則)	なし
退職金	3年以上勤務した者に支給	なし
調整給	なし	老齢厚生年金の報酬比例部分が支給されない期間につき2万円

3 請求

Xらは、①正社員に適用される就業規則及び賃金規程のうち賃金構成、基本給、能率給、職務給、精勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、超勤手当及び賞与に関する規定（賞与の額を原則として基本給5か月分とする旨の労使協定の規定を含む。）の適用を受けるべき労働契約上の地位にあることの確認、②雇用契約に基づき、未払賃金（正社員と同様に賃金が支払われたとした場合と実際に支払われた賃金との差額）の支払い、③不法行為に基づき②と同額の支払い（予備的請求）を請求した（なお、③については①②が認容されたことから、結果として判断されていない）。

第3 争点

1 労働契約法 20 条違反の有無

2 労働契約法 20 条違反が認められる場合におけるXらの労働契約上の地位

第4 判決要旨

1 争点 1（労働契約法 20 条違反の有無）について

(1) 相違の存在及び労働契約法 20 条の適用

「本件有期労働契約は、期間の定めのある労働契約であるところ、その内容である賃金の定め…は、正社員…の労働契約の内容である賃金の定め…と相違しているから（以下、この相違を「本件相違」という。）、本件有期労働契約には、労働契約法 20 条の規定が適用される。」

(2) 判断枠組み

「有期契約労働者の職務の内容…並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲…が無期契約労働者と同一であるにもかかわらず、労働者にとって重要な労働条件である賃金の額について、有期契約労働者と無期契約労働者との間に相違を設けることは、その相違の程度にかかわらず、これを正当と解すべき特段の事情がない限り、不合理であるとの評価を免れないものというべきである。」

(3) 本件へのあてはめ

ア ①職務の内容並びに②当該職務の内容及び配置の変更の範囲

「本件において、嘱託社員であるXらと正社員の間には、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度に差異がなく…、Yが業務の都合により勤務場所や業務の内容を変更することがある点でも両者の間に差異はないから…、有期契約労働者であるXらの職務の内容…並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲…は、無期契約労働者である正社員と同一であると認められる。また、Xらの職務内容に照らし、定年の前後においてその職務遂行能力についての有意な差が生じているとは考えにくく、実際にもそのような差異が生じていることや、雇用期間中にそのような有意な差異が生じると推測すべきことを相当とする事情を認めるに足りる証拠もないから、職務の内容…に準ずるような事情の相違もない。そうすると、本件相違は、これを正当と解すべき特段の事情がない限り、不合理なものとの評価を免れないことになる。」

イ ③特段の事情の有無

「企業において、定年後継続雇用者を定年前と同じ業務に従事させるのか否かという点はさておき、賃金コストの無制限な増大を回避しつつ定年到達者の雇用を確保するため、定年後継続雇用者の賃金を定年前から引き下げることでそれ自体には合理性が認められるというべきである。」

「しかしながら、他方、我が国の企業一般において、定年退職後の継続雇用の際、職務の内容…並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲…が全く変わらないまま賃金だけを引き下げることが広く行われているとか、そのような慣行が社会通念上も相当なものとして広く受け入れられていると

いった事実を認めるに足りる的確な証拠はない。」

「Yにおける定年後再雇用制度は、賃金コスト圧縮の手段としての側面を有していると評価されてもやむを得ないものというべきである。そして、Yにおいて上記のような賃金コスト圧縮を行わなければならないような財務状況ないし経営状況に置かれていたことを認めるべき証拠はなく…、かえって、…定年後再雇用者の賃金水準ないし体系について、…Yの財務状況ないし経営状況に基づいて決定したものではないことが認められる。」

「Xらが労働条件を理解した上で雇用契約書に署名押印したことをもって、上記特段の事情があるということとはできない。」

「以上のほか、本件において、嘱託社員と正社員との間に職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲に全く違いがないにもかかわらず、賃金の額に関する労働条件に相違を設けることを正当と解すべき特段の事情は認められない。」

■ 争点2 (労働契約法 20 条違反が認められる場合における Xらの労働契約上の地位) について

(1) 労働契約法 20 条の民事的効力

「同条は、単なる訓示規定ではなく、民事的効力を有する規定であると解するのが相当であり、同条に違反する労働条件の定めは、その効力を有しないというべきである。」

(2) 正社員就業規則等の適用

「Yの正社員就業規則が原則として全従業員に適用されるものとされており、嘱託者についてはその一部を適用しないことがあるというにとどまることからすれば、……嘱託社員の労働条件のうち無効である賃金の定めに関する部分については、これに対応する正社員就業規則その他の規定が適用されることになるものと解するのが相当である。」

第5 解説

■ 本判決の意義

労働契約法 20 条の適用範囲を判示し、定年後の有期再雇用契約にもその適用があることを示した。そして、職務の内容（業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度）並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が同一である無期契約労働者と有期契約労働者の中で賃金の額に相違を設けること

が、原則として（これを正当と解すべき特段の事情がない限り）、不合理と評価されることを示している。また、労働契約法 20 条に違反する労働条件の定めは無効であるとし、同部分について、就業規則の定めにも照らし、無期契約労働者と同様の労働条件によるものとした。

■ 今後の課題

本件は、Xらがトラック運転手という職務内容等が特定しやすい職種であったため、正社員の職務内容等と同一であると判断されたが、例えば、営業や人事・総務などの職種で、無期労働者と有期労働者の職務内容等に何らかの差異がある場合（通常、それらの職種において、定年後の再雇用では、職務の内容等に何らかの変化があることが多いと思われる。例えば、定年前と同じ営業部門ではあるが、チームリーダーから無役に役割変更し、責任範囲も軽減されている、「定年前よりも営業担当範囲や売上目標が縮小している」など）、労働条件の相違の合理性はどのように判断されるのか、つまり、使用者としては、どこまでの差異を設けていけば、不合理と判断されないのか、今後の課題となる。

また、労働契約法 20 条に違反する労働条件の定めが無効であるとして、当該無効となった部分が就業規則又は雇用契約の合理的解釈のみによって空白を埋めることが不可能な場合（本件では、正社員就業規則が適用されるという解釈が可能であった。）、どのように判断されるのかについて、今後の裁判例の集積が待たれる。

以上

(1) (期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)

第20条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下この条において「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

弁護士
近藤圭介
(1982年生)

Keisuke Kondo
直通 / 03-6438-5436
MAIL / kkondo@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

人事制度の構築・運用 / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 組合対応等 / M&A、IPOにおける労務デュー・ディリジェンス / M&A / アライアンス / 反社会的勢力対応 / 商事関連訴訟 / リスクマネジメント / 一般企業法務

【登録、所属】

東京弁護士会(2007)

TMI月例セミナー紹介

TMIでは、皆様への情報提供の場として、毎月無料でセミナーを開催しております。2016年5月から2016年7月までに開催しましたセミナーの概要は以下のとおりです。今後のセミナーのご案内等につきましては、セミナー開催日の1か月前を目処にTMIのWebサイト(<http://www.tmi.gr.jp/>)に掲載いたしますので、こちらをご参照いただき奮ってご参加いただければ幸いです。

過去に開催されたセミナーについてご興味のある方は、下記までお問い合わせ下さい。

[email]monthlyseminar@tmi.gr.jp

1 第94回セミナー(2016年5月18日、19日開催)

テーマ：「近時の民事訴訟の実務～勝つための訴訟管理・遂行術～」

講師：弁護士 原 雅宣

2 第95回セミナー(2016年6月21日開催)

テーマ：「IoTビジネスにおけるビッグデータ、AIの利活用と実務上のポイント」

講師：弁護士 大井哲也
同 柴野相雄
弁理士 伊藤健太郎

3 第96回セミナー(2016年7月28日、29日開催)

テーマ：「取締役が知っておくべき法律知識とコンプライアンス」

講師：弁護士 鈴木貴之

書籍紹介



『金融商品取引法の新潮流』

【編著者】野間敬和(共著)
【発行日】2016年3月
【出版社】法政大学出版局
【価格】3,000円(税別)
【判/頁】A5判/252頁

本稿は、近年、取引全体に占めるボリュームが拡大している高頻度取引(HFT)について、その弊害と指摘される問題点、特に、現物取引における相場操縦の該当性、空売り規制、及びHFT業者と投資家との公平性について検討するとともに、フラッシュ・クラッシュの流動性の消失について、法的観点から分析を行うものである。



『仲裁・ADRフォーラム vol.5』

【編著者】野間敬和(共著)
【発行日】2016年6月20日
【出版社】信山社
【価格】2,700円(税込)
【判/頁】A4判/140頁

本稿は、証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)のあっせん委員を務める筆者が、FINMACにおける苦情処理及び紛争解決手続について概説するとともに、「株価が上昇傾向、為替が円安傾向の場合、FINMACに対する苦情及び紛争の申立件数は減少傾向にある」という仮説を立てた上で、それを様々なデータを用いて実証を試みたものである。



『個人情報管理ハンドブック[第3版]』

【編著者】TMI総合法律事務所 編
淵邊善彦・柴野相雄・白石和泰 編集代表
【発行日】2016年8月
【出版社】商事法務
【価格】7,020円(税込)
【判/頁】A5判/630頁

個人情報保護法の全面改正や不正競争防止法の改正をはじめ、マイナンバー法、サイバーセキュリティ基本法等の新設法令の内容も踏まえ、個人情報管理に関する法務実務を分かりやすく解説した、個人情報管理ハンドブックの全面改訂版です。個人情報を取り扱う全ての皆様に是非手に取っていただきたい一冊です。

本ニュースレターで採り上げてほしいテーマなど、是非、皆様の忌憚ないご意見・ご要望を下記までお寄せください。また、今後Eメールでの配信をご希望の方や送付先が変更となる方も、下記までご連絡ください。

(連絡先)編集部:TMI-newsletter@tmi.gr.jp 編集長:tshibano@tmi.gr.jp 03-6438-5562(直通)/TMIニュースレター編集部 編集長 弁護士 柴野相雄